

第百二十三回国会 衆議院 文教委員会 議 録 第 四 号

平成四年三月二十五日(水曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 伊藤 公介君

理事 木村 義雄君

理事 中山 成彬君

理事 沢藤 礼次郎君

理事 鍛冶 清君

井上 喜一君

衛藤 晟一君

河村 建夫君

小宮山 重四郎君

村田 吉隆君

宇都宮 真由美君

佐藤 泰介君

松前 仰君

平田 米男君

山原 健二郎君

出席國務大臣

文部 大臣 鳩山 邦夫君

出席政府委員

文部 大臣官房長 野崎 弘君

文部 大臣官房總務審議官 井上 孝美君

文部 大臣官房會計課長 泊 龍雄君

文部 省初等中等教育局長 坂元 弘直君

文部 省教育助成局長 遠山 敦子君

委員外の出席者

自治省 財政局交 田村 政志君

付税課長 福田 昭昌君

文教委員会調査 室長 福田 昭昌君

委員の異動

三月十日

辞任

逢沢 一郎君

井上 喜一君

岩屋 毅君

小坂 憲次君

塩谷 立君

原田 義昭君

村田 吉隆君

平田 米男君

同月十一日

辞任

米沢 隆君

同月十三日

辞任

越智 伊平君

鹿野 道彦君

倉成 正君

後藤 田正晴君

浜田 幸一君

原田 憲君

村山 達雄君

市川 雄一君

同月二十五日

辞任

塩谷 立君

原田 義昭君

永末 英一君

同日

辞任

衛藤 晟一君

森 英介君

補欠選任

越智 伊平君

鹿野 道彦君

倉成 正君

後藤 田正晴君

浜田 幸一君

原田 憲君

村山 達雄君

市川 雄一君

補欠選任

永末 英一君

補欠選任

逢沢 一郎君

井上 喜一君

岩屋 毅君

小坂 憲次君

塩谷 立君

原田 義昭君

村田 吉隆君

平田 米男君

補欠選任

衛藤 晟一君

森 英介君

柳田 稔君

補欠選任

塩谷 立君

原田 義昭君

柳田 稔君 永末 英一君

三月十日

長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(内閣提出第六二二号)

同月二十四日

国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

同月十三日

私学助成大幅増額と高校四十人以下学級の早期実現等に関する請願(金子満広君紹介)(第六三六号)

同(長谷百合子君紹介)(第六三七号)

同(不破哲三君紹介)(第六三八号)

同(小・中・高三十五人以下学級の早期実現と私学助成の抜本的拡充に関する請願(児玉健次君紹介)(第六三九号)

同(小・中・高三十五人以下学級の早期実現と私学助成の抜本的拡充等に関する請願(不破哲三君紹介)(第六四〇号)

同(小・中・高三十五人学級の早期実現と私学助成の抜本的強化に関する請願(寺前巖君紹介)(第六四一号)

同(三十五人以下学級の実現、障害児学校の充実、私学助成の抜本的拡充に関する請願(金子満広君紹介)(第六四二号)

同(高校三十五人以下学級の早期実現、私学助成の抜本的拡充に関する請願(竹村幸雄君紹介)(第六四三号)

同(小・中・高校の三十五人学級の実現、私学助成大幅増額と教育諸条件改善に関する請願(菅野悦子君紹介)(第六四五号)

同(東中光雄君紹介)(第六四六号)

同(藤田スミ君紹介)(第六四七号)

同(佐藤祐弘君紹介)(第六五〇号)

同(木島日出夫君紹介)(第六四四号)

同(三十五人学級の早期実現、私学助成の増額と拡充に関する請願(藤田高敏君紹介)(第六〇二号)

同(小・中・高校の三十五人以下学級の実現、私学への生徒急減期特別助成、障害児教育の充実に関する請願(小川信君紹介)(第六〇〇号)

同(高校四十人学級の早期実現、私学助成の大幅増額に関する請願(谷村啓介君紹介)(第六〇一号)

同(私立成成大学増額、三十五人学級早期実施に関する請願(山元勉君紹介)(第五九九号)

同(私立成成大学増額、三十五人学級早期実施に関する請願(西中清君紹介)(第五四四号)

同(私立成成大学増額、三十五人学級早期実施に関する請願(加藤繁秋君紹介)(第六〇三三号)

同(私立成成大学増額、三十五人学級早期実施に関する請願(三野優美君紹介)(第五四二二号)

同(私立成成大学増額、三十五人学級早期実施に関する請願(三野優美君紹介)(第五四二二号)

同(私立成成大学増額、三十五人学級早期実施に関する請願(三野優美君紹介)(第五四二二号)

同(私立成成大学増額、三十五人学級早期実施に関する請願(三野優美君紹介)(第五四二二号)

同(私立成成大学増額、三十五人学級早期実施に関する請願(三野優美君紹介)(第五四二二号)

同(私立成成大学増額、三十五人学級早期実施に関する請願(三野優美君紹介)(第五四二二号)

同(私立成成大学増額、三十五人学級早期実施に関する請願(三野優美君紹介)(第五四二二号)

同(私立成成大学増額、三十五人学級早期実施に関する請願(三野優美君紹介)(第五四二二号)

思います。

○鳩山国務大臣 登校拒否あるいは不登校というものが教育の世界で最大の課題となっておることは、この間申し上げたとおりでございます。先日、この衆議院文教委員会での先生の御質問の趣旨、あるいは政府委員とのやりとりも大変興味深く聞かせていただいたところでございまして、その後調査研究協力者会議の報告書も、三月十三日であつたかと思ひますが、まとめられたところでございまして。

先生おっしゃるとおりでございます。現在、ちよと負担法の審議をお願いをいたしておるわけですが、あるいは学校週五日制という議論もいたしておるわけですが、これらすべて、この法案は財政的な、財政的な問題でありまして、我が国の世界に對して踏るべき義務教育制度という面がございまして、その根幹をどうするか、これが私にはまず一番必要なことであらうと思つております。子供の個性を伸ばそうとか、あるいは多様化という方向で教育を持っていこうということ、これはあくまでも義務教育の基礎・基本の根幹の上に成り立つことであらうとして、初めから柔軟性とか多様性、そうしたものが何の土台もなしにその上に立ち得るわけはないわけでありまして。

そういう意味で、今回の民間施設をどうのようか考えるかということについても、決してそれは義務教育という制度の中に取り入れるとか取り込むというふうな発想は全くしてないわけでありまして、その不登校という悲しい状況に陥つてしまつたお子さんが、また学校に戻ることを前提として、いや、戻れるようにするために、何らかのプラスになるならばということですべての発想をいたしておるわけですから、あくまでも民間施設というのは、そういう学校へ戻るきっかけを与えてくれるステップというふうな考えでいきたいと思ひます。

前にも御答弁を申し上げたかと思ひますが、学校というのについてこだわる必要がないのではないかと、極端な教育自由化論というのが出

てきたことがございます。つまり先生がいなくても、校庭がなくとも、先生という教員免許を持つた人がいなくても、なに一つの部屋だつてみんな学校に認めてやればいいじゃないかというふうな極端な自由化論というものが随分当初にも見られておつたことは事実でございます。そうした考え方は私どもも考え方と全く相反するものでございまして。したがって、先生御指摘のとおり、民間の施設ということがこの報告書に書かれておりますが、それを学校にかわる何かというふうなとらえ方は一切いたさないつもりでございます。

○佐藤(泰)委員 今の御答弁で、大体私の申し上げたことを確認させていただいたものと思ひます。次に、この具体的な運用に当たっては、今後さまざまな検討が必要であらう、あるいは配慮することが必要であらうというふうに思ひます。仮に限定的な措置とはいへ、民間施設を一定は義務教育の履行の場として認知するわけでございます。で、私は私立の小中学校の存在を忘れてはならないと考へます。といひますのは、今回のガイドラインの対象となる民間施設については、その設置主体は問わないということですが、私学が義務教育を行う場合はかなり厳しい設置認可の基準をクリアして教育事業を行っているわけですので、こうした点を十分に配慮した上での運用が肝要になるのではないかと、私は思ひます。

この点について伺いたいと思ひます。またさらに、具体的な運用に当たつて今後検討なり配慮していかなければならない問題として、どんな点を現時点で考へておみえになるのか、この点について伺ひたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 これは当然初中局長から御答弁申し上げるのですが、今先生が前段に、私学の要件というのには厳しいのですよというお話をされました。これは当然のことでございます。私学とこの報告書に言う民間施設というのは態様、本質の全く異なるものだといふふうに考へております。

これは私よく申し上げるのですが、教育基本法の第六条だと思ひますが、「法律に定める学校は、公の性質をもつものである。国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することが出来る。」といふのですから、これが学校法人という制度のもととなつてゐると思ひます。したがって、これは学校法人も公的存在、学校法人が設置する一条学校も、まさに公的存在であるといふことをうたつておりますから、それと今回の民間施設といふのは、もう全く本質の異なるものであるといふ認識は確定をいたしております。

○坂元政府委員 ちよと細かい点で恐縮ですが、私から説明させていただきます。不登校の子供にどうやって対応していくかといふのは、私は基本的には学校が家庭、地域と一体となつて第一的に対応すべき問題だといふふうに考へております。ただ、それがどうしても学校で対応できない、いろいろ専門的な職員や何かもないといふことで、第二次的に対応するのは、教育相談センターや何かの公的な施設が対応すべき問題だといふふうに私は考へております。ただ、それでもなおその公的な施設にもなかなか通つてこない、しかも親御さんも、できたばかりの地域のこつこつな民間施設があるのだけれども、そこにぜひやりたいといふような場合に、一体それを学校側として、あるいは我々教育行政当局としてどういふふうに対応するか、評価するかといふ問題がこの最終報告で触れられておる民間施設の問題であらうかと思ひます。学校あるいは教育委員会が親御さんから相談を受けたときには、その施設が学校から見ても好ましいものであるかどうか、その子供にとって好ましいものであるかどうかという判断をする何らかの目安を設けた方が、学校、教育委員会が判断をする場合も大変役に立つだろうといふのが今回のこの最終報告の考え方でございます。したがって、そういう民間施設の設置の運用が子供の学校復帰のため

に役に立つかどうかという点を判断するものでございまして。そういう意味で、民間施設の設置自体を認定するといふものではない。そういう観点から、事業運営のあり方、相談・指導のあり方、相談スタッフがおるかどうか、あるいは施設設備が整つておるか、あるいは学校、教育委員会、家庭との連携が密になつてゐるかどうかというふうな事項を参考としながら、児童の状況をも勘案しまして、先ほど大臣が申し上げましたが、本人がその施設に行くことが学校復帰のステップとして役に立つといふ認定をするものでございまして。

なお、この問題につきましては、例の、私がお答え申し上げました、出席扱いにするかどうかといふ点を含めまして、出席扱いにする場合の考え方等を、現在省内に検討委員会を設けておりまして、その検討委員会でも慎重に検討し、夏ごろまでに結論を得て、校長会とか教育委員会の関係者にも十分意見を聞いて、文書なりあるいは会議で私どもの考え方を各県教育委員会にお示ししたいといふふうに考へておるところでございます。

○佐藤(泰)委員 私も、この最終報告書を読ませていただいたので、今の局長の答弁、十分に理解するわけですが、次に、その点も伺ひたいと思ひます。思つておつたわけですが、あわせてお答えをいただきましたが、この最終報告にも、「あくまでも児童生徒の学校への復帰を目指して支援策が講ぜられる必要がある」とこのように述べられております。その点は今局長が答弁されたとおりだと思ひますが、運用に当たつては、今も局長が言われたような点を今後十分検討をしていただきたいと思ひます。

そして、今の答弁で夏ごろと言われましたけれども、検討した結果の各県への通達は大體いつごろ出されるのか、いま一度時期的なものについて明確にお答えがいただければといふふうに思ひます。

○坂元政府委員 省内の検討を夏ごろまでに終えまして、校長会とか教育委員会の関係者にも意見を聞いて、遅くとも二学期ぐらいまで、秋ごろに

は何とか考え方を示したいというふうに考えておられます。

○佐藤(泰)委員 それでは運用に当たっては十分な検討をお願いをして、各県からいろいろな問題が出ないような通達の内容を検討していただきたいと思ひます。

次に、私は最終報告を読ませていただいて、全体としては公的機関の取り組みの充実を求めているところに基調が置かれているように感じ取りました。しかし、不登校児四万八千人に対する公的施設の現状は現在余りにも不十分ではなからうかと私は思っています。そこで、今後、都道府県、市町村の教育委員会の設置する教育センター等の設備の充実や、現在私は百六カ所と聞いておりますが、適応指導教室の設置推進、あわせて指導教室の施設設備の充実等を図る必要があると思ひます。このことは、民間施設のガイドラインを云々する以前の問題として、早急に取り組む必要があるかと私は考えております。

そこで、今後のこうした面への取り組みについて文部省の見解を伺っておきたいと思ひます。

○坂元政府委員 先ほども御答弁申し上げましたが、第一次的には、この問題は学校全体で、校長先生を中心に、担任の先生に任せるのではなくて、教師全体で取り組む課題である。それからその次は、公的機関をどうやって整備していくかという、先生がただいま御指摘になったところが最も重要なことだろうというふうに私も考えているところでございます。

従来から、先生も御承知かと思ひますが、私も、教師用の指導資料を作成し配付しておりますし、教員の研修も実施してきております。さらに教育相談活動推進事業等によりまして教育相談体制の充実、それから登校拒否等生徒指導困難校に対する教員の加配、それから登校拒否児の学校復帰を支援するための、先生今百幾つと申されましたが、正確には百九でございますが、適応指導教室事業の実施等を行ってきているところでござい

ます。

今御指摘のとおり、不適応対策調査研究協力者会議におきましても、教育委員会初め国において取り組みべき種々の事柄が提言されているところでございます。文部省としまして、平成四年度予算におきまして、適応指導教室につきましまして、訪問指導や家族啓発事業の新たな実施を含めて、その実施箇所数を大幅にふやしていくこととして、所要の予算を現在参議院で御審議いただいております。予算に計上しているところでございます。今後とも公的機関の整備という観点に立つて、私もできる限りの努力はしてまいりたいというふうに考えております。

それから、先ほど現在適応指導教室の設置数を百九と申し上げましたが、百六の間違いでございます。訂正させていただきます。

○佐藤(泰)委員 私の数字が正しかったわけですね。

次に、この最終報告を踏まえて、公的機関がでないことを民間に厳しく求めているという指摘もあるわけでございますので、今局長の答弁にあったように、今後公的機関の拡充に向けて一層の取り組みの強化を要望しながら、議題となっております本法案にかかわってお伺いをさせていただきます。

これまで義務教育費国庫負担の対象経費から、一九八五年には旅費と教材費が、そして一九八九年には恩給費が適用除外となり一般財源化されてきたと思ひます。今回提案されています法の一部改正案の内容は、一九八六年に負担率が二分の一から三分の一となった共済費の追加費用を二年にわたってさらに削減し、一九九四年から一般財源化するということです。このような一般財源化に伴う地方の義務教育費の確保については、交付税で財源措置が講じられているわけですが、その使途に制限がないだけに、義務教育費に充当される保証がないことを私は心配するわけです。

また、県ごとの数値を見てみますと、格差といえますがアンバランスがあるわけですが、この点についてもどのように考えてみるのか、あわせてお伺いをしたいと思います。

○田村説明員 ただいま先生御指摘のように、基準財政需要額と実支出額について乖離があるわけでございます。そこで教育費の基準財政需要額の算定に当たりましては、学校数、教職員数、児童生徒数などにつきましては、標準団体あるいは標準施設を設定した上で、種別補正であるとか密度補正、態容補正、寒冷補正など、各種の補正を適用いたしまして、実態を見ながら、適切なものとなるように私も努めているところでございます。

しかしながら、地方団体の規模の大小、それから地理的、社会的、自然的条件は千差万別でございます。まして、単年度ごとに見てまいりますと、基準財政需要額が各団体ごとの決算による実支出額とある程度乖離を生ずるのはやむを得ないのではないか、このように考えておるわけでございます。

また、単位費用の作成につきましても、国庫補助事業や地方単独事業の伸びを勘案しつつ、毎年度所要の改定を行っておるわけでございます。現在、提出させていただいております地方交付税法の改正法案におきましては、例えば道府県分の小学校費、経常経費の関係について見ますと八・二%の伸び、あるいは市町村分の小学校費の経常的経費で、児童数を測定単位とするものについて

は九・二%、学校数を測定単位とするものについては八・七%、あるいは投資的経費については一五・七%ということ、単位費用を大幅に伸ばしておるわけでございます。

そこで、先ほども申しましたように、そういった実支出額と基準財政需要額の乖離といったものを常に念頭に置きながら、今後とも毎年度の算定に当たり、種々の改善を図りつつ、適切な需要算定になるように努めていきたいと私も思っております。

○佐藤(泰)委員 余り理解できななわけですけども、この数値については、基準財政需要額が実際の収入額の七五%で計上されて、二五%のゆとりがあるわけですね。したがって、この程度の数値のばらつきについては一応やむを得ないではないかという認識に私も立っております。

とはいへ、問題なのは、この比率が一を割る県があるということなんです。これは三十五表の市町村の建築費分を含めた額について比較した場合も同様に一を割る県があるわけです。基準財政需要額が基準財政収入額を超える場合の不足分は交付税として交付され、その財源が保障されているにもかかわらず二を割る県があるということ、私は大変問題であらうというふうに思っています。この点について、その理由を具体的に説明していただかせませんか。

○田村説明員 交付税の性格論になるわけでございますけれども、まあ一般財源ということになっておるわけでございます。

交付税法の三条の二項においては、「国は、交付税の交付に当たっては、条件をつけ、又はその使途を制限してはならない。」ということでございます。各団体に交付すべき交付税の額を決定する場合に用いられる基準財政需要額の内容は、各団体が予算編成する際の指針を示すものでございまして、各団体は各行政項目ごとに、その基準財政需要額相当額の歳出を義務づけられているものではないわけでございます。したがって、先生御指摘ございましたように、需要額をにらみ

ながらと申しますか、各団体一応そこを考慮しながら、予算を作成するにつきましては、需要額以上の歳出を計上するケースもございまして、また団体によつては、そこを少し割つてほかの方に一般財源として重点を移すところもあるわけでございます。

そこで、交付税法三条の三項におきましては、「地方団体は、その行政について、合理的、且つ、妥当な水準を維持するように努め、少くとも法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容とを備えるようにしなければならない。」というように規定されておるところでございます。したがって、少なくとも法令により義務づけられた規模と内容は備えていたなければならぬわけでございますので、文部省と相談しながら、学校教育が円滑に実施されるよう今後とも適切な財源措置を講じてまいりたいと考えております。

○佐藤(泰)委員 今の答弁からしても、基準財政需要額は、先ほども申し上げましたが、実際の収入額の七五％で計上して、二五％のゆとりがあるわけですよ。そして、そのゆとり分を認めた上で不足分は交付税として交付されているわけですよ。この観点からいいますと、基準財政需要額に対する実支出額の比率が一を割るというところは、これは義務教育といふか地方の教育を軽視しているのではないかと、私はどうしてか理解できないわけですよ。そうした点については、義務教育の充実という観点から、文部省としても自治省と連携をとりながら、何らかの対策を講じていく必要があるのではないかと考えますけれども、文部省としてはどう考えておみえになりますか。

○遠山政府委員 先生の御指摘の中で、都道府県の教育費の基準財政需要額と実支出額の比率を調べた結果、実支出額の方が需要額を下回る県があるではないかということでございます。

今手持ちのところでは、建築費を除いた額について比較した場合の表を持っているわけござ

います。小学校については、その比率が一を下回るところはないわけでございます。中学校につきましては、一県だけ〇・九九という数値がございまして、高等学校についてはやや幾つかの県がございまして、それにしても〇・九三以上の数値となっております。市町村の段階にまいりますと、この数よりはややふえまして、小学校については二県、中学校については三県ございまして、高等学校についてはさらに多くなつてはございまして、まあしかしながら、ほとんどその〇・九以上の数値、特に義務教育の段階につきましては〇・九以上でございます。若干の例外はございまして、階におきまして基準財政需要額に見合う実支出額を計上しているというふうな考えているわけでございます。

ただ、先生の御質問の背後には、恐らく義務教育費におきまして国と地方の負担割合について、最近、御指摘がありましたように、幾つかの経費に負担と一般財源化をしておる、国としての直接の負担といふのは少なくなつてはいるではないかと、御指摘ではなからうかと思つてございまして、確かに義務教育費国庫負担金につきましては、旅費、教材費の一般財源化あるいは共済費の負担割合の引き下げ等が行われるなどの改正が行われてまいりましたし、また大きな経費でもございまして公立文教施設費につきましては、小中学校の児童生徒数の減少等のために整備計画事業量が非常に縮小してまいつたこと等によりまして、予算額が減少してまいりました。このために地方教育費全体に占める国の負担金あるいは補助金の割合が相対的に減少していることは確かでございます。しかしながら、先ほど来の御議論にありまして、具体的な交付税の措置というふうなことをきつちりと講じてまいっているわけございまして、各地方公共団体における義務教育費予算の確保に支障のないよう配慮しているところでござい

ます。私どもとしては、今後ともこういう措置が十分

に生かされて、義務教育費の確保充実について各地方公共団体が十分に取組まれるように指導を続けてまいりたいと考えているところでござい

○佐藤(泰)委員 義務教育の機会均等、その水準の維持向上は、まさに国の責務でございます。文部省の責任であるというふうには私は思つております。こうした観点からすれば、こうした調査結果に基づいて、文部省と自治省が十分に連携をとり合つていただいて、そうした県について何らかの対策を講じられてしかるべきだと考えます。そうでなければ、このような調査を行つては意味が私にはないのではないかと、私は思つております。せっかく調査をする以上、この調査が、義務教育の充実を図るという目的に資するべきだと考えるわけですが、この調査の目的について文部省はどう考えてみえますか、今とのかかりでもう一度伺ひたいと思いま

○遠山政府委員 この調査そのものは、先生御指摘のように、各地方公共団体において教育費がどのように措置をされているかという点につきまして、基準財政需要額との関係で実態をきつちりと把握いたしまして、将来における教育費の負担の問題あるいは力点を置くべき点についての検討に資するといふ面があるわけでございます。

○佐藤(泰)委員 それで、この地方教育費調査報告書の冒頭に「調査の目的」というのが書いてあります。私はそれを讀ませていただきました。そうしますと、昭和四十五年度の調査を讀ませていただきましたと、かなり調査の目的が、私が申し上げたような観点で書いてあるわけですよ。

例えば、昭和四十五年の「調査の目的」ところを讀ませていただきますと、三項目挙がついていて、その第二項目に、「地方教育費に関する経費の算定基準の改善をはかるうえの基礎資料とする」とともに、合理的な経費の算定方式を開発し、教育費の効率的な使用を可能にするための資料とすること。」というふうに書いてあるわけですよ。そ

れが最近の地方教育費調査報告書の「目的」を見ますと、三行余りになってしまつて、「この調査は、学校教育及び社会教育のために地方公共団体が支出した経費並びに授業料等の収入の実態を明らかにして、教育諸施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。」というように、調査の目的がちよつとトーンダウンをしてきているのではないかと、私は思つております。

いまいますのは、四十五年当時の「調査の目的」は活用の方法がきつちと書かれていたにもかかわらず、最近の「調査の目的」のところでは、それがトーンダウンをしてきていることを大変心配しているわけですよ。このことからすれば、文部省が調査をしてはいるわけですよ、とりわけ私が先ほど申し上げている、比率が一を割つてはいるような県については、この資料をもとに、その改善に向けて文部省がまず努力すべきではないかと考えます。しかし、義務教育費国庫負担の対象経費が一般財源化されてしまつと、文部省の手を離れてしまつと、私は問題があるのではないかと、私は思つております。したがって私は、義務教育費国庫負担金の対象経費を安易に一般財源化すべきではない、このように考えております。

このことについては答弁は結構ですので、私の意見を指摘しながら、次の三十五表の市町村の建築費分を含めた総額について比較した場合について伺ひたいと思つております。

この表では、基準財政需要額に対する実支出の比率は、全国平均で小学校一・六八、中学校で一・七五となつております。三十四表とは違つて四十七都道府県ともかなり高い数値を示しているわけですよ。このことは市町村の実支出額が基準財政需要額を大きく上回つておることを示していると思つております。なぜ都道府県の場合とこのような違いが生ずるのか、その原因について伺つておきたいと思つております。

○遠山政府委員 先生御指摘の際にお用いになりました表と、ただいま私の方で持つております表と、必ずしも一致していないので、数値上の比較

については難しいかもしれませんが、建築費を含めた総額について比較した場合の基準財政需要額に対する実支出額の比率が、一・何がしというところで、一を上回っているということになります。やはり各市町村におきまします必要な教育関係の支出額が現実に基準財政需要額を上回っている面があるということを示していると思われまします。建築費を除いた額について比較いたしました場合には、これを含めた場合よりは比率が低くなっているわけでございます。(佐藤委員「それは結構です、わかっていきますから」と呼ぶ)そういうことでございます。

○佐藤(泰)委員 今そんな答弁があったわけですが、私は、実支出額の方がかなり多いということは、一つには基準財政需要額の見方が現状に合っていないのではないかと、こんなふうに思うわけです。教育費の基準財政需要額の算定が一体どのような行われているのか。私は、その見方が低いがゆえに、その数値が高くなっているかと思っておりますので、算定の仕方について、ちょっと時間があると思いますので、簡単に説明をしていただけないでしょうか。

○田村説明員 算定につきましては、先ほど少し申し上げましたが、単位費用に測定単位を乗するわけでございます。まず、単位費用の算定でございますが、これにつきましては、毎年度の国庫補助事業の伸び、それから地方単独事業の伸びを見込みまして、先ほど申しましたように、例えば一般財源で幾ら必要かというのを見ながら単位費用を作成するわけでございます。そして測定単位につきましましては、例えば学校数、学級数、児童生徒数といったものをそれぞれの単位費用に乘じている。さらに地域によってそれぞれ違いがありますので、例えば寒冷地補正といったようなものを用いまして、学校の先生方の寒冷地手当を支給しているところがございますので、そういうところには寒冷地補正というものを乗じるような形にしております。それからあと懸念補正という補正がございます。これにつきましては、例えば調整手当、

都市の地域ですと調整手当が必要になりますので、そういった調整手当の要素を見込んでいくことをやっております。そういった幾つかの補正をかけて基準財政需要額というものを算定していくわけでございます。

ただ、これは先ほど先生からも御指摘ございましたように、基準財政需要額そのものが基準財政収入額との見込みでまいりますと、丸々全体を見るところという形でなくて、ある程度、例えば七五%あるいは義務的な要素が強いものにつきましましては、それ以上の算入をもつて需要を見ていくという形になっております。したがって、先ほど御指摘ございましたように、地方の実支出額が多いというところにつきましましては、例えば需要に対して非常に教育に熱心で単独の事業をたくさんやるというふうなことになるかと、この実支出額が上がるというところになるわけでございます。

それにいたしまして、毎年度こういう統計を文部省の方でおとりになって、私どもが単位費用あるいは測定単位といったものを毎年度見直す際に、文部省の方からお話がございますので、地方の実態を勘案すれば、こういうところの改正が必要じゃないかというところをいろいろ御指摘をいただまして、そういう御相談をしながら、今単位費用あるいは測定単位というものを毎年度実態に適切に対応できるように見直していただいているというところでございます。

○佐藤(泰)委員 その具体的な面はわかりましたけれども、ちょっと確認ですが、その地方団体の経費を出す場合に、標準的な規模として、都道府県では人口百七十七万人、市町村の場合では人口十万人を基準とするという部分もございまして、今答弁になかったわけですが、いいですね、それを確認させていただいて。都道府県の場合は人口百七十七万人を基準とする。各県の人口を調べてみますと、人口が百七十七万人前後の県がかなりあるわけですね。だから、標準としてその百七十七万のとり方は、私は比較的妥当な人口の数値ではないかと思うのです。とはいえ、市町村の場合で言

ますと、いつの資料かわかりませんが、私の手元にあった資料によりますと、全国で市が六百六十二、町が千九百九十三、村が五百八十一、合計で三千二百三十六の市町村があるわけですね。そして、その市町村の人口は、私の愛知県においても、昭和六十一年の国勢調査によると、人口が百九十四人という高山村から二百万人以上の名古屋市まであるわけですね。これを十万人を標準とするということには大変無理があるのではないかと私は思うわけですね。基準財政需要額の見方がこうしたことによって現状に合っていないのではないかと、低く見積もられているのではないかと、それがその比率の一をかなり上回った数字になってしまっているのではないかと、この点はどうでしょう。

○田村説明員 標準団体を県は百七十七万、市町村は十万というところで、人口規模につきましましては、今そういう形で算定をしております。

その場合に、標準団体を市町村幾つくるかというの、今御指摘がございましたように、多数つくるべきではないかという御議論ももちろんあるわけでございますが、ただその場合は、そうしますと、逆に単位費用を各団体ごとになくさんつくっていかねばいけません。単位費用を非常にたくさんつくるということになりましますと、そこも非常に複雑になるというところで、単位費用と標準団体を一本にして、先ほど申しましたように、補正係数を用いることによって、それぞれ団体の規模によりまして、例えば規模が大きくなるとその分だけコストが低くなるという観点からいきますと、段階補正、あるいは人口密度が高くなると、それによって需要の割合がそれだけ少なくなるケースも出てまいりますので、その場合は密度補正といったようなもので補正をかけながら、先ほどの決算との対比を行いつつながら需要を算定していくというところでやってまいっているわけでございます。

需要の見方そのものにつきましましては、今、少し低いのではないかと御議論があるわけござ

いますけれども、基準財政需要額そのものの見方については、地方財政計画を策定する際に、そこである程度の大枠が決まるわけでございます。国の予算編成と合わせまして地方財政計画を策定していく中で、地方の行政水準がどの程度であるべきかというものが地方財政計画を通じては水準が決まっておりますので、それを受けて私どもも交付税を算定するという形に今なっております。

したがって、私どもも、今後とも地方の行政の実態を見ながら、地方財政計画の策定に当たって、その実態、実支出額が捕捉できるように努力をしながら、それによってまた交付税の算定そのものも、地方行政にできるだけ支障がないようにしていきたいというふうに考えております。

○佐藤(泰)委員 今、補正係数について、そういった場合は調整をしているというふうな説明であつたかと思いますが、私は、国が算定する市町村の教育費の基準財政需要額を建築費を含めた場合について比較した場合、その実支出額が全国平均で小学校で基準財政需要額の一・六八倍、中学校で一・七五倍も要するわけですね。これは、基準財政需要額が大変低く見積もられた算定され、現状に合っていないのではないかと、そのように今の答弁を聞いても思います。当然、基準財政需要額が低く算定されるということは、交付税措置も低く抑えられる結果になろうというふうに考えるわけですね。私は、この教育費の基準財政需要額の算定の仕方、とりわけ市町村については見直しをしてみることがあるのではないかと、このことを考えております。

時間がありませんので、聞きたいことを飛ばして次にいきますけれども、この問題については、一九七三年、昭和四十八年、七十一国会の七月四日の本委員会、一九七〇年、昭和四十五年のこの資料に基づいた我が党の山口鶴男前書記長の質問に対して、当時の奥野文部大臣は、「教育費に

関する調査のうちで、特に地方交付税法上の基準財政需要額とのからみの問題、各地方公共団体の間でアンバランスがあり過ぎる。この問題については今後検討してまいりたい。この次には必ず改善された結果が出てまいるもの、かように考えております。というような答弁をされてみえるわけですね。その結果から、教育費の基準財政需要額に対する実支出額の比率で一を割る県について、私が調べてみたところ、当時と比べて大幅に改善されているわけです。この点は私は大変評価をしますけれども、私が問題点として指摘しておりますのは、市町村の建築費分を含めた場合は、一九七〇年、昭和四十五年と比較しても余り変わっていない、ほとんど改善されていないというところなんです。例えば全国平均と比較しても、一九七〇年、昭和四十五年、小学校で一・七八、中学校で一・九九、今回、私の手元にあります昭和六十年年度版では、小学校一・六八、中学校一・七五とちょっとは減少してきておりますけれども、相変わらず高い数値となつていっているわけです。一を割る県ほど改善が進んでいないのではないかとこのように思うわけです。したがって、これは基準財政需要額の算定の仕方の問題があるというふうに私は思うわけです。

今申し上げた前国会とのかかわりの中で、再度この問題についてお伺いをしておきたいと思っております。

○田村説明員 建築費を入れて市町村の需要と実支出額を見た場合に乖離が一九七〇年よりは縮まっておりますもの、まだあるのではないかと御指摘でございます。

私どもも、この点につきましては、文部省の方といろいろお話をしまして、なぜかというところで、最近の地方の行政の実態を見ますと、例えば小中学校といったものは木造で建築したり、あるいはから屋根をついたり、あるいは時計台をそれつけているということ、非常に補助基準を超える形で個性化したような小中学校の建設があるわけでございます。そういった実態を見

して、私どもも個性化に対応した形で、国庫補助基準はもうあるわけでございますけれども、各地方がそれぞれの地域の事情に即した形で子供たちのために個性的な小中学校をつくろうというものにつきましては、これはいわば補助基準を超えた形で地方団体が個性化の事業をするということ、来年度、私どもの方で個性化対応事業ということで補助基準の二〇〇増しの範囲で、これにつきましては、地方債を七五％算入いたしました。元利償還の半分を地方交付税で見ると、算入するという形で来年度からスタートをさせることにしております。

そういう意味で、元利償還の半分を交付税で見るとということになりますと、また基準財政需要額が底が上がりていきますので、だんだんその乖離が縮まるんじゃないかというふうに思っております。こういったことで、乖離があるものにつきましては、その原因を文部省と相談しながら、検討しながらその解消に努めてまいりたい、そのように考えております。

○佐藤(泰)委員 ぜひそういった、今答弁いただいたような方向で私が指摘した問題について改善を図っていただきたいと思っております。

まだまだこのテーマにかかわって中心的な質問ができないわけですが、時間が来てしまいましたので、最後に大臣に伺いますが、これまでのやりとりについての感想も含めながら、最近私は義務教育に占める国庫負担補助金の割合が年々減ってきていると思うわけです。その原因は、やはり義務教育費国庫負担金の対象経費を一般財源化してきたところにあるのではないかと考えています。平成三年十二月二十日の財政制度審議会の「歳出の節減合理化の方策に関する報告」の中の「義務教育費国庫負担制度」の項を見ますと、「引き続き、負担対象等について見直しを行う必要がある」とか、「教職員定数については、これ以上量的な改善を積み重ねるのではなく」と述べられているなど、削減の方向が打ち出されているように思われます。このことからすれば、今後も義務

教育費国庫負担の対象経費の見直しが進められていくのではないかとこのように考えます。文部省としては、義務教育費国庫負担についてこの八年にわたって予算編成期になると事務職員及び学校栄養職員の適用除外問題が持ち出されていることを踏まえて、どう考えてみるのか、その基本的な方針なり考え方を伺っておきたいと思っております。とりわけ事務職員及び栄養職員の適用は今後とも堅持するという決意のほどを最後に伺えればと思っておりますが、大臣に御答弁をいただきたいと思っております。

○鳩山国務大臣 事務職員、学校栄養職員は基幹的な先生方、職員でございます。学校のいわゆる一般の教職員、そして養護教諭の皆さん、事務職、学校栄養職の皆さんが全体で一つの学校を運営しておられるという観点から、義務教育費国庫負担制度からは絶対に外すことのできない職種の方々であるというふうに考えております。

なお、先生からいろいろ御指摘がございました。大正七年以来この義務教育費国庫負担制度というものがあつたわけですが、確かにこの国と地方の役割の見直しというところは、時代とともにいろいろ変化する要素がありましようから、これもまた常に見直しをすることは大切だと思っております。先ほどの御答弁で申し上げましたように、我が国の世界に誇る義務教育、この根幹を守ってきたのもこの制度であらうと思っております。申す中で、いわゆる行革審の昨年十二月の答申の中でも国と地方の負担の見直しというように言われておりますが、とにかくその根幹だけは絶対に守らなければならないという思いでございます。

そして、先生からの先ほどの基準財政需要額を分母として、実際の支出額を分子とした数字についてのいろいろなやりとりをまことに興味深く拝聴させていただいております。私の地元、台東区の上野小学校というのは超スーパー・インテリジェント・スクールであります。谷中小学校を建てかえましたら、これは外側から見ますと何だ

ろうと、すなわちお城の格好をいたしておるわけでありまして。逆に児童の減少は続いておりますから、そうした地域では、この数字ほどの程度に出るのかと思うわけでもございます。ですが、私思いますが、自治省さんがなさっておられる地方交付税の制度については何の知識も持っておりませんが、ただ、教育についても、やはり需要というものを時代とともに変化させていかなければならないことだけは間違いないだろう。思いは高く暮らしては低くでいいんだというふうな、それもいい言葉なんです。それを教育に当てはめて、校舎も何も最低限のものでいいだろう、昭和三十年代に求められた校舎を四十年代、五十年代、そしてまた六十年代、平成と、当然教育の環境整備に求められていく条件もまた変わつていくだろうと思っております。確かにその一・六とか一・七という数字を見ますと、市町村が大いにやる気を出しておられるのかなと喜ぶ反面、やはり若干の疑問も感じないわけではありませぬので、私もよく勉強してみたいと思っております。

○佐藤(泰)委員 大変ありがとうございます。私が考えているような方向での今の大臣の御答弁をいただいて、大変強く思っているわけです。まだまだ尋ねたいことはたくさんございましたけれども、時間が参りましたので、以上で私の質問を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○伊藤委員長 御苦労さまでした。

○奥石委員 ただいま佐藤委員とのやりとりの中で、義務教育費国庫負担の重要性が大臣からも述べられました。また田村交付税課長と基準財政需要額をめぐる議論の中で、国と地方との負担のあり方等について若干討議が深められたというふうに思っておりますけれども、私は本法案にかかわって、まず最初に国家予算と教育、文教予算とのかかわりについてお尋ねをしたいわけなんです。国の歳出削減合理化の方策の一環として、文部省一般会計予算の五四％を占めるといふ義務教

育費国庫負担も、この整理合理化の対象とされてきたわけであります。先ほども話がありましたように、昭和六十年には旅費と教材費が国庫負担の対象外とされ、また平成元年度には恩給費が除外されて、今回この共済費追加費用についての除外は三度目ということになるわけであります。したがって、本年度のこの国庫法案にまつわる削減額六百二十三億がそのまま先ほどからお話がありますような地方の一般財源として振りかえ額となるわけであるというふうに思うわけですが、今、今回のこの措置につきましても、共済費というものが法律でその給付水準というものが保障されているという立場からいえば、その限りにおいては本法案には問題はなからう、その理解できるわけですが、今までの質疑でも明らかにになりました国と地方の分担のあり方、そこが大変問題になろうと思っております。

そこで私は、まず大臣に、総額七十二兆円という国家予算に対して五兆三千億円の平成四年度の文部省予算の特徴と課題についてどのように分析をされておられるのか、その辺についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○鳩山国務大臣 文教予算の危機的な様相についてはたびたび御答弁申し上げたり、お願いを申し上げたりしてきたところでございますが、平成四年度予算では、文部省の所管の予算の伸びは五・二一％なのです。国の一般歳出は四・五％だったわけですが、平成三年度予算も大体同じような数字ですが、国の一般歳出が四・七％であったのに対して五・三六％、一般歳出よりは多少ましだったという状況なのです。これはいろいろ幾つかの配慮は最低限してもらえたことなのだろうと思っております。ちょうど十年前あるいは七、八年前を見ますと、シーリングが行われている中でそういう配慮が全くなされたわけではなかった、一％のペースアップで四百億円の支出増になる、そういう文部省予算に対する配慮がゼロでございまして、いわゆる人件費と物件費との比の問題ですね。つまり文部省予算に占める人件費

の割合というのが、当時、昭和五十六年とか五十七年とか五十八年あるいは五十九年ごろは二％から三％ずつ高まっていて、六三％ぐらいだったものがあつたという間に七五、六％に落ちてしまった。今でもこういう予算の組み方ですと、私学助成が結局は実質の助成率が減ってしまうとか、あるいはこれはふえたけれども、公立文教だつて諸物価が値上がりをしていけばますますその量が減ってしまうとか、いろいろ難しい状況が続いていくと思っております。文教予算全般につきましても、これは根本的な見直しを何とかお願いをしませんが、それこそ教育は金ではありませぬけれども、今後の予算の編成の仕方が大変難しいものになって、新しい時代に向かって教育の実を上げるような十分な環境整備ができないということになりかねないと思っております。

平成四年度の予算の姿については、奥石先生よく御承知だろうと思っております。私から御説明することは避けさせていただきますが、公立文教という部分がかつて六千億近くあったものが、平成三年度で二千二百八十八億まで落ち込んでいたものが若干の盛り返しを二百億ばかりさせていたのだというふうなことが、そしてあとはフェローシップとか留学生とか科研費とかいろいろやらせていただいておりますということでございます。

いずれにいたしましても、文部省予算の中に義務教育費国庫負担制度という巨大なものがあることは間違いがないし、この根幹をまた私たちは守り続けていかなければならないという責任もございいます。となりますと、ペースアップが相当な支出増になりますし、そうした中で今後の予算の組み方というところについては、全政府、全国会の皆様方をお願いをし、知事を統つていかなければならない課題と思っております。

○奥石委員 今文部大臣から答えをいただいたわけですが、もうちょっと具体的に、それならば若干今回は改善をされた予算であるというふうにもう少し評価をされているわけですが、その中で、先ほど触れました共済費追加費用

が一般財源化され、その振りかえ額として本年度六百二十三億あるわけですから、それが一般財源化、地方財源として振りかえられたという、その見返りとしてという言い方はおかしいかもしれませぬけれども、その辺に文教予算の余裕が出てきた。そこで、本年度の予算を見ますと、公立学校施設整備費等の増額がされたことが特徴的に言われておるわけですが、その辺はいかがでしょうか。

○鳩山国務大臣 お金に色がついておりませんが、浮いたというのはおかしいのですが、財政的に改善された六百億余りというものがどこへいったかという見方はなかなか難しいことだと思っております。逆に見れば、非常に厳しい財政状況ということと行革審の答申の関係も加えて、そしていわば昭和三十七年、地共済発足以前にかかわる問題と現在の教職員との関係が薄まってきているという、いわゆる成熟化ということ等をとりあえて共済の追加費用の一般財源化をお願いした、そういう経緯なのだろうと私なりにとらえております。それは旅費から教材費からいろいろ――また二分の一が三分の一になつて、それをまた九分の一、九分の一、ゼロとしていくのかという議論になりますと、だんだん国という文部省のやる仕事を減らしていくのかと言われますが、なかなか反論しづらくともあります。さまたまな観点を加えて、これならばよろうというふうな形で一般財源化をお願いした。ただ、財政事情というものは、教育行政における財政事情というものとこれらが無関係なわけはありません。少なくとも公立文教の二百億以上の増などというものは、この法律を通していただかないと非常に厳しいものであつたろうというところは間違いないだろうと思っております。

○奥石委員 今回のこの共済費追加費用が一般財源化された経緯については、後ほど、覚書もありましようし、財政審の報告等もあるわけですが、その辺でかわらしていただきたかと思っておりますが、私は義務教育施設整備負担制度のかかわ

る問題に入ります前にお尋ねしたいことがあるわけであります。

それは、私自身にとって何としても不可解な理解できない問題として、義務教育諸学校の設置基準がいまだ制定されておらないという問題であります。言うまでもないことでありますけれども、我が国の義務教育は、憲法を引き出すまでもなく教育基本法や学校教育法、そしてこの義務教育施設整備負担法、さらには本法案と直接かかわりがあります義務教育費負担法等によって、義務教育無償の理念に立ちながら国民の権利としての教育を保障していく施策が種々講ぜられているわけであります。公立の小中学校にかかわる、その根幹にもかかわると思われる学校設置基準が制定をされていらないその理由、制定できなかったのか、しなかつたかということも含めてお尋ねをしてみたいというふうに思うわけであります。

○坂元政府委員 確かに学校教育法三条で設置基準は監督庁が定めるといふふうになつておりまして、その監督庁はほかの規定で文部大臣になつておるわけでございます。文部大臣が制定します省令、学校教育法施行規則の十六条あるいは五十一条では、この節に定める事項のほかに小学校設置基準を別に定める、あるいは中学校設置基準を別に定めるといふようなことで、二十二年に学校教育法が制定されたときには法令上は別個の設置基準を予定していたわけでございます。

ただ、それが今先生御指摘のとおり、設置基準としてまとめたものは規定されていないのが実情であります。その後御承知の義務教育のいわゆる標準法、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律や、それから義務教育費国庫負担法あるいは義務教育諸学校施設整備負担法等が制定されました。法律そのもののいわゆる設置基準と同様の機能を果たす規定がつくられておるといふようなこともあって、実質上これらが一体となつて私ども設置基準としての機能果たされているんじゃないかというふうに理解しているわけでございます。

ちよつと長くなりますが、そもそも義務教育は、もう私が言うまでもありませんが、市町村に設置義務が課せられているわけでごさいます、若干の私学、国立はごさいますけれども、大半は市町村みずからが設置する公立学校で義務教育が行われてきているわけでごさいます。そういう意味で、私学がかなりのウェイトを占める幼稚園や高等学校等の他の学校団体と同様の設置基準を定めるという必要にも乏しかったんじゃないかというように思います。

それから、今度は公立学校の立場からいいますと、地域が過疎であろうと過密であろうと、子供が一人でもおれば必ず学校をつくるということと対応しなければならなかったということもございまして、全国一律の基準を整備することがなかなか難しかったんじゃないかということもござい

それからさらに、戦後の大混乱期の中で、先生もご承知だと思いますが、我々も経験したのですが、中学校が義務教育化されて、青空教室、二部教室、小学校と一緒に授業を受けるという状況でございました。そういう状況の中で、これは地域によって大分違いましたが、全国画一的な基準をつくるということは実態にもなかなか合わなかったのではないかと。言いかえれば、当時の社会情勢の中で設置基準をつくるにもつくりようがなかったんじゃないか。そういう中で、三十年代に入りまして標準法ができ、あるいは義務教育施設費国庫負担法や何かができ、先ほど申し上げましたが、設置基準と同様の機能を果たすという法律ができたというようにもございまして、結局設置基準が今日までつくられなかった、つくる必要も余りなかったということだと思ひます。いずれにしても、これらが設置基準としての機能を果たしまして、小中学校における教育の水準を確保するための機能は果たしてきたというふうに考えております。

なお、ちなみに戦後私立の小中学校あるいは中学校が、小学校は設置された例はほとんどござい

せん、中学校が何校かあると思ひますが、これは都道府県がこれらの設置基準と同様の機能を果たしている法律や何かを参考にしまして、私立の審査基準を設けて審査をしてきているというのが実情でございまして。

○興石委員 今の局長の御答弁ですと、やはり地域の実態や時代の要請、さまざまな要素があつてこの設置基準はつくられなかった、また言葉を返すようですが、つくる必要もなかった、こういう言い方をされました。だとすれば、その理由はいろいろあつたわけでありまして。地域の実態、時代の要請、それはいろいろ変化をする、だから全国一律の基準は設けられない、そのとおりでありまして、一人でも義務教育を保障するという実態の中で、そういう実態に見合った基準はつくり得られないんだというふうにも聞かえるわけでありまして、けれども、それならばなぜ学校教育法第三条に、学校の設置基準としてきちんとこれは法律の体系からしてもおかしいと思うのであります。「これを設置しなければならぬ」というふうにしちんとうたつているのであります。また、施行規則の第十六条を引くまでもなく、「小学校の設置基準は、この節に規定するもののほか、別にこれを定める」と明文化しているにもかかわらず、別に定めていないということでありまして、その辺について法体系の整備という点からいってもおかしいのではないかと思ひますけれども、その辺も一度御意見をいただきたいと思ひます。

○坂元政府委員 先ほどもお答え申し上げましたとおり、確かに学校教育法が制定されたときは、設置基準を小中学校含めまして別途つくるというところは、この法律は予想していたと思ひます。それが先ほど申し上げましたような経緯でなかなか二十年代はつくられてこなかったというのが実情だと思ひます。

それで、例えば学校教育法三条で挙げておりま

す「監督庁の定める設備、編制その他に関する設置基準」、「設備」というのは施設設備のことでございまして、「編制」というのは学級編制が典型的なものでございまして、その他教員組織などございまして。それから、「その他に関する設置基準」というのは、学校の管理運営に関する事項が入るのだろうと思ひます。そうしますと、学校の管理運営に関する事項というのは、学校教育法及び学校教育法施行規則の中では大体書かれておるといふこと、それから組織編制につきましては、先ほど申し上げましたいわゆる標準法等々ちやんと規定されておる、それから施設設備につきましては、先ほどお挙げました義務教育施設費国庫負担法、これは補助基準ではございましてけれども、一応負担基準ではあります、基準として定められておるといふようなことで、一応私はこの法令が予定している設置基準で盛り込む事項は学校教育法の系列及び今申し上げました二つの法律等で大体書かれておるのではないかと、そういうようなことで、これに足して設置基準を現在つくるといふ意義には乏しいのではなからうかというふうに感じております。

○興石委員 繰り返す必要もないと思ひますが、今言われたこの学校教育法の第三条「学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、監督庁の」今局長言われたように、文部大臣でしょうけれども、「定める設備、編制その他に関する設置基準に従ひ、これを設置しなければならぬ」とうたつておるものであります。そして今の御説明ですと、施設設備については負担法で、また管理運営についての項はその他に関する項で、それぞれ標準法等の法律にあるので、その設置をするだけの意義を見出せないというお答えであります。

私が先ほどからお尋ねしている趣旨は、二つの負担法の方へ入つておるとか学校教育法施行規則の中にあるとかというふうな、法体系の問題として、そうばらばらに散らして、この重要なものがいいのであるとかどうかということが一つ、もう一つは、公立小中学校を除いてほかの学校種

別には設置基準があるわけでありましてね。これは義務教育という性格から全国一律にするということとが弊害を伴うというお話もありました。しかし、そう散らしている法律をずっと見せていただくと、これはすべて財政的負担の観点から成り立っている法律ともとれるわけでありまして。教育という中身は、単に施設整備だけではなくて、教育の自身が大変問題である。そうすると、この設置基準の中にハード面、ソフト面両者が入つていくべきであらうと思ひます。一方では学習指導要領の法的拘束力というやうな問題も出てくるのであります。そうした義務教育の骨幹にかかわると思はれるこの辺の問題について、法整備を含めて、学校の設置基準について設定をするという方向で検討される御用意があるかどうか、この問題の最後の質問にしたいと思ひます。

○坂元政府委員 何回も同じようなことをお答えするのは恐縮でございまして、私も同じように思ひます。編制その他に関する事項というのは、私が御説明申し上げましたやうな法体系の中で実質的には決められておるといふふうに理解をいたしておりますので、改めて小中学校について設置基準を検討するということとは、今の段階では考えておりません。

○興石委員 私が先ほどから指摘してまいりました点について、当面はそういうものは考えておらないという御返事ですが、ぜひ今後そのことについても対処をしていただきたいと思ひます。

次に、私は学校の施設整備にかかわる問題について質問をしていきたいと思ひます。きょうは大変時間が限られておりますし、また次の予定もあるようですから大変はしよつてお聞きをしたのであります。義務教育諸学校施設費国庫負担法の第三条に国の負担について書かれておりますが、大臣もこの点については先ほど冒頭でお話をいただきました。負担法自体の精神や意義についても語られましたけれども、この施設

費国庫負担法についての概略をまず最初に御説明
いたしたいと思っております。

○遠山政府委員 お尋ねでございますけれども、
この法律は、公立の義務教育諸学校の施設の整備
を促進するために、これらの学校の建物の建築に
要する経費について、その必要な経費の一部を国
が負担することとしまして、それに必要な幾つか
の条項を定めている、そういう内容の法律でござ
います。

○興石委員 この義務教育諸学校施設費国庫負担
法の第三条に国の負担についてうたつてあるわけ
ですが、この第三条、「国は、政令で定める限度
において、次の各号に掲げる経費について、その
一部を負担する。この場合において、その負担割
合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるもの
とする。」というふうに書かれているわけですが、
ここで言う「政令で定める限度」とは、いかな
るものか、御説明いただきたいと思ひます。

○遠山政府委員 政令で定めておられますのは技術
的な内容でございまして、国の負担を行います場
合の算定の基礎となる基準面積等を定める中身で
ございまして。

○興石委員 その問題については、義務教育諸学
校施設費国庫負担法施行令というものがあつて、こ
の「法第三条第一項の政令で定める限度」とい
うふうに書かれておられるわけですが、今局長の
お答えは大変簡単にされたわけですが、この第一
条の「義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第
一項の政令で定める限度」というものをお聞きし
ておられるわけですが、ここに「毎会計年度同項各号
ごとに、法第七条に規定する一平方メートル当た
りの建築単価に建物の」というふうに書いてあり
まして、「構造の種類別に文部大臣が大蔵大臣と
協議して定める面積を乗じ」以下書いてあるわけ
であります。この「文部大臣が大蔵大臣と協議し
て」、その面積をも計算をしていかなければなら
ないという理由、それについてお尋ねをいたしま
す。

き、基準面積とこれに乗ずるための単価がある
わけでございますが、基準面積に關しましては、
これは既に決まっておりますわけでございます。その
第七条に「必要面積」というものが定められてい
るわけでございますが、「文部大臣が大蔵大臣と
協議して定める」という内容といたしましては、
単価の点があるわけでございますが、この点に關
しましては予算上の措置もあるわけでございますし
て、「協議して定める」ということの内容となつて
いるわけでございます。

○興石委員 そうしますと、この基準面積に見
合つて面積を算出をしていく、この予算の構成に
当たつて毎年度そういう協議が行われるというふ
うに理解してよろしいですか。

○遠山政府委員 先ほども申しましたように、単
価につきまして年々予算の編成の課程におきまし
て単価が定まるわけでございます。その点にお
いて「協議して定める」という意味の内容となつ
ているわけでございます。

○興石委員 私は、それはやはりこういう建設に
かかる問題、施設整備にかかわる問題は予算が
伴うわけでありまして、当然その年度内の予算
内で処理をしなければならぬということと理解
できるわけですが、そうしますと、大蔵大
臣と文部大臣が協議をして決める、予算という制
約がある、その協議が成立しなければ、その予算
措置は行えないということにもなりますね。

○遠山政府委員 その意味といたしましては、予
算編成の過程において決まっておりますというふう
に考えております。

○興石委員 その編成の過程において決まつてく
ると申されましたけれども、ちょっと理解に苦し
むわけですが、もう一度。

○遠山政府委員 もう少しわかりやすく申します
と、予算の額によつて決まつてまいることとい
ふことでございます。

行できるかどうかを決定していくというふうに理
解されるわけでありまして、そこに私は一つの問題
点があるかと思つております。

と申しますのは、やはり単年度予算編成のあり
方にかかわる問題だろうと思つております。先
ほど初中局長の方から、地域の実態や時代の要請
等に應じるために、学校設置基準は全国一律に設
定することは難しいという答弁もあつたわけであ
るが、そういう考えからいへば、この全国どこで
も地域や子供の実態に応じて施設整備を整備して
いきたいという願いが、単年度予算編成という大
きな障害にあつて、文部大臣、大蔵大臣の協議で
物が決まつていってしまう。もつといへば、後ほ
ど触れたいと思つておりますが、財政審の平成
三年十二月二十日の報告にも明らかのように、そ
の辺の方針とか、大蔵省の方針とかいふものに
よつて、文部予算、文教予算が左右をされるとい
う道につながるというふうに理解できるわけであ
ります。しかし一面では、金のないものは予算執
行ができないわけですから、その協議の中身も必
要でありましょう。しかし、そのような問題点が
あるというふうにお認めいただけますか。

○遠山政府委員 公立学校施設の整備に關しまし
ては、先ほど来御指摘の義務教育施設費国庫負担
法、その法律の委任に基づきます政令等に基づき
まして、それぞれの学校の学級数に応じた必要面
積を定めておりますし、またその単価について
は、予算上の措置をとる段階において決まつてま
いるという性格を持つておられるわけでございます
けれども、国の負担率なり補助率、それからさま
ざまな国庫負担の対象となる建物の範囲につきま
しては、明確に法律なり補助要綱なりで決まつて
いるわけでございます。それらのことすべてが一
つその文部大臣と大蔵大臣との協議によつて定
まるといふふうにお取りなさいたいと思つていま
す。それはそれでいいわけでございます。そ
れぞれの法規なり補助要綱なりあるいは予算措置
等によりまして、文部省としても、総合的な形で
公立学校施設の整備について、その必要な財源措

置を毎年とつてまいっているわけでございます。
その意味で、や御指摘の点は、私どもの考へて
おります方向ないし法制上の措置等とは異なるふ
うに聞いているところでございます。ぜひこの点
については御理解をいただきたいと存じます。

○興石委員 私も局長が言われるように、すべて
のものがそういう形でなされているというふう
には理解しないわけですが、やはり何らかの
大蔵省と文部省との方針の違いや、大蔵省が財政
事情を前面に出してきたときに大きな一つの壁が
あるということはどうも言えないというふう
に思ふのであります。

そこで私は、先ほどの佐藤委員の質問にもか
かわるわけですが、各種の負担法というもの
についてどうお考えになつておられるか。もう既に負
担と補助とのかわり等については国会でも何回
か論議をされておられるというふうに思ふわけす
けれども、一体この負担法というのをどのようにと
らえられているのか、その点についてお聞きをし
ておきたいと思ふのであります。

○遠山政府委員 負担法におきましては、特に義
務教育段階において、その基本的な条件整備を行
う必要があるものにつきまして定めておられるわけ
でございます。義務教育費国庫負担法では教員の給
与費関係、それから施設費負担法では施設関係と
いふふうに、いわば義務教育の諸学校にとつて基
盤的な条件整備にかかわる事項を定めるもので
ございまして、これについて必要な負担割合を国が
負担をし、それ以外の経費については地方公共団
体が負担をするという形で、国と地方公共団体の
負担割合等を定めることによつて義務教育水準の
維持向上等に資するという性格のものでございま
す。

○興石委員 今負担法の意義についても若干触れ
られたわけですが、私は、基本的な姿勢とし
て、この負担法に対してどうお考えになつてい
るかということもお聞きしたいわけですが、それ
も、義務教育の費用について国と地方自治体との
負担区分というものを整理して明確にすべきでは

ないか、佐藤委員の質疑の中でもそんなことを感じました。その辺についてはどのようにお考えですか。

○遠山政府委員 義務教育に要する経費について国と地方公共団体がどのように負担していくかというふうなことにつきましては、義務教育費国庫負担法等の法律ないし政令あるいは補助要綱等によって定まる国の負担の内容、それから地方財政措置による地方公共団体に対する財政措置のあり方、これらの事柄はそれぞれ国としての義務を果たすのに必要な内容を背景としながら、それぞれの条件の変化あるいは義務教育諸学校における必要経費の状況等を踏まえて、それぞれの段階において定められてまいっているところでございます。現行の負担法等の規定の内容あるいは地方財政措置の内容等において現行に即した制度となつて現在運用されているというふうに考えているところでございます。

○奥石委員 実情に合った負担という言い方で締めくくられたわけでありまして、私は私はずっと質疑の中で、この負担法というものの出てきた経過や目的に照らして、できれば負担する、できれば補助するといふような、予算の枠があれはという発想ではなくて、たとえ国の予算が厳しくても、文部大臣が最初に決意を述べられまして、やらないけれども、これは負担をしていくというところが根幹になれば、この負担法の精神も生きてこないというふうに思いますので、そのようにぜひ取り組んでほしいというふうに思います。

大変時間が経過をいたしましたので、この問題については以上で終わらせていただきますが、何としても私は、最初にもお話をいたしましたように、平成三年十二月二十日に「歳出の節減合理化の方策に関する報告」として出された財政審議会、財政審の報告にかかわって質問をしておかなければならぬというふうに思います。この財政審の報告について、文部大臣、簡単に結構ですから、趣旨また目的等についてお話し

ただけませんか。

○遠山政府委員 昨年の十二月二十日に財政制度審議会の方から「平成四年度予算の編成に関する建議」というものが出たわけでございます。その中でさまざまな財政の基本的な課題が論じられていて、その中でございまして、その中に、先生の御質問とのかかわりで申しますれば、「国と地方の機能分担・費用分担、更には地方の財政状況の推移等に応じて、国・地方間の財源調整の問題なども今後検討していく」べき課題であるというふうな指摘されているものでございます。その他さまざまな歳出の節減合理化に関する報告等も出ているわけでございしますが、その全体像と申しますと、今申し上げたとおりでございます。

○奥石委員 今その中で余り触れていただけなかった問題として、これは財政審の中身を読みますと、大きく四点ほどあるわけがあります。そして最も重要なことは、教育予算編成上の基本的な考え方、そこで指摘されているのであります。しかもそのことに触れて、初等中等教育に從前ウエートがかかり過ぎていた、そして初等中等教育と高校教育との間の財源配分の見直しもしていかなければならないというふうに指摘をされているわけでありまして、また文部大臣は、就任早々に高等教育の必要性とか重要性をうたわれました。しかし、今回の文教予算はタコ足をみずから食いつぶして生きていくような状態だといふのであります。まさに初等中等教育から高等教育へ予算配分をしなればならぬ、この枠の中でそちらへ持つていくというのとはどう考えても理解に苦しむことであります。その初等中等教育費自体、対国民所得比率でも欧米並みとは言っておりますけれども、それならばその枠内で高等教育へも補てんをしていく、カバールしていただくものがある得るのかどうか、その辺についてお尋ねをしたい点、言うまでもなく、我が国が今日の経済大国にま

で発展を待たしたものは高等教育の量的拡大であるというところは、再三言われている点であります。高等教育を重要視しなければならぬ、しかし、初等中等教育の予算の中からそちらへ補てんをしていくなどというところは、あり得てはいけないうことだといふふうに思われるわけでありまして、この財政審の報告にかかわって、大臣、一言お願いをしたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 財政審のたゞいまの文章につきましては、不敏にして余り詳しく読んでおりませんでしたが、今自席に座つて何ページか目を通させていたしまして、財政審にしてもあるいは行革審にしても、一般論として言えはこんな書き方になるのかなというふうな思いを持って今読ませていただいておりますが、現実に国と地方の負担の配分、その割合についてはなかなか難しい問題が種々あることは、本日の質疑でも明らかであります。

そして、今先生御指摘の、いわゆる初中教育と高等教育というものについて言えは、最近日本の高等教育の危機的状況が明らかになってきたといふこと、これも再三御答弁申し上げていたところでございます。このままでは科学技術立国といふ日本の唯一将来へ向かつて生き延びていく道も閉ざされてしまふかもしれないと、留学生が、優秀な留学生はみんな欧米へ流れて、十万人日本にやってくるとしても、二線級、三線級しか来てくれないとなると、高等教育の施設が余りに老朽化、狭隘化、陳腐化しているからであるとか、まあいろいろな問題が取りざたされておる中で、高等教育に大いに注目をしようといふことならば理解できないことではあるまいが、少なくとも初等中等教育と高等教育というものを、いわば費用というか財源で、どちらのものをどっちへ移すというたぐいのものであつてはならない。高等教育を大いにやろうといふ、もし初中教育のお金を移して、それで高等教育を充実したら、いわば何といふのでしようか、立派な花を咲かせようといふ予算はいっぱい組んだけれども、芽が出て茎が出て

葉っぱが出たころ、花が咲く以前にも肥料不足でおかしくなつて、後から一生懸命いい花を咲かせていい実をつけさせようとしても、それは絶対にできないというのは生物界の基本でございます。そのことは人間にも当てはまるわけで、幼児教育が大切だと申し上げているのもそこに理由があるし、初中教育がうまくいかなかった者にわか

に高等教育で後から肥やしをやつても何もできないといふことも事実ですから、少なくとも初中教育といふものと高等教育といふものは両方重要で、その重要性の意味合いがやや違ふ。つまり高等教育については、先ほど申し上げたような今後の科学技術立国とかそういうものが期待される。初中教育といふのは、とりわけ義務教育といふものは、人間としての基礎・基本を、とにかく立派な日本人をつくるその基礎・基本を確保しようといふことですから、その意味合いが違ふものを、その間でお金をどっちに多く回すかといふことは、同じ文部省予算の中でも私は考えていたいたくないと思ひます。

○奥石委員 文部大臣からそういうような扱いはできるだけ避けたいという決意が述べられましたので、ぜひお願いをしたいと思ひます。時間が来たようですが、私は、経済大国まで繁栄を待たした理由に、高等教育の量的拡大といふことを言つたわけですが、その主役は何といつても私立大学、七割を超えている私立大学にあるといふことも忘れないでほしいと思ひます。その私立大学の国庫負担率が一四％を切つてしまふのではないかと問題も一つあります。また、この私立大学の負担については、学生の納付金で五四・六％が賄われている、家計から出ている金といふことであります。その辺についてもぜひ配慮をしなければならぬ大きな問題だろうというふうに思ひます。

最後に、佐藤委員の質問の中で、四十八年の七十一国会で教育費の問題が出てきた。国と地方との分担のあり方についても、やはり十四年前の五

十三年の第八十四国会でも論議をされているはずであります。しかし、一向に改善されているとはいえない。十四年、十九年たつても同じことが論議をされなければならないというこのむなしさを私はみんなで真剣に考えていく必要があるだろうと思います。

最後に、一般財源化の方向で動いているこの法律案、絶対に地方財政を圧迫しないという方向で考えていただきたことをお願いを申し上げます。質問を終わります。

○伊藤委員長 御苦労さまでした。
この際、暫時休憩いたします。
午前十時五十二分休憩

午後零時十七分開議

○伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。鍛冶清君。

○鍛冶委員 大変限られた時間になりましたので、時間節約に御協力するという意味で質問の内容はもう要約して質問申し上げますので、答弁の方もひとつ要を得て、簡略によりしく。特に大臣にはよろしくお願いを申し上げます。

このたび政府から提出されました法律案、義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案について質問を申し上げます。

まず初めに、今回、このような改正を行うようになった理由についてお伺いをいたします。

○遠山政府委員 義務教育費国庫負担金につきましては、行政改革推進審議会答申等を踏まえまして、国と地方の機能分担、費用負担のあり方等の観点から検討を行いました。今回共済費の追加費用と退職年金、退職一時金につきまして、共済制度の成熟に伴って、現職の教職員と共済費追加費用等との関連はほとんどなくなつてきているということ等踏まえまして、今回の措置に踏み切つたところでございます。

○鍛冶委員 大臣にお尋ねいたしますが、この義務教育費の国庫負担制度につきましては、これまで旅費それから教材費、恩給費、これは一般財源化されてきておりますし、今回この法律案が通りますと、共済費の追加費用等についても一般財源化する、こういうことになるわけでありまして、これは私が申し上げるまでもなく、人件費は文部省予算に占める割合というのは八割を超えておりますし、これは文部省の予算編成に大きな負担となり、我々から言えば、これはもう障害、障害じやございませんが、金額的にいえばこれは大変残念なことになっている、こういうふうな思ふわけですが、しかしながら共済費の追加費用等について一般財源化についてはやむを得ない措置であるというふうな、全般的な財政から見るとそういうふうな考えるわけですけれども、今後の義務教育費国庫負担制度のあり方については、これはどのようにお考えなのか、大臣にお尋ねをいたします。

○鳩山国務大臣 もう専門家であられる鍛冶先生、よく御存じのとおりでございます。今回の共済の追加費用の一般財源化というのは、まことにやむを得ないという部分がございます。それは国と地方の負担のあり方の問題もありまして、それが、正直言つて文教予算の組み方の問題もあったわけでございます。しかし、これも共済の成熟というところで理解をしていただくとして、今後も義務教育というものは、日本の国の教育の背骨あるいは背骨のようなものであつて、これは確実に守つていかなければなりませんので、義務教育費国庫負担制度、この根幹に改革が加わるようなことは一切認めないという形できちんとやっていきたいと思つております。

○鍛冶委員 これは一般財源化するときに一番心配されることでございますが、地方公共団体に対して負担が大きくなるという可能性が非常に強いのではないかと、こういう危惧があるわけですが、こういう内容については午前中に各委員の方からいろいろな御質問もあつたところでございます。

れども、一般財源化する場合の原則的なものとして、これはもうぜひ地方公共団体には絶対に負担を強いるというようなことのないようにしなければならぬ、私どもとしてはこういうふうな思ひますが、この点について、今回どのような措置を講じられておられるのか、お尋ねをいたします。

○遠山政府委員 今回の措置は、先生仰せになりましたように、共済制度成熟に伴つて行いました措置でございますけれども、これに伴います地方財政への影響につきましては、関係省庁とも相談いたしまして、地方財政計画に所要額が計上されておりました。地方交付税措置が講じられることになっております。その意味では、今回の措置に伴う財政上の影響というものは直接にはないものというふうな考えております。

○鍛冶委員 大蔵省、自治省等とも話し合つてこういう形に踏み切つておられるようでございます。で、そういうことのないように、これはきちつとした形でやつていただきたい、重ねてこういうふうな御要望を申し上げます。

さらに、本法案の施行に伴ひまして、義務、養護教育等の国庫負担金の削減額というものが六百二十三億四千万円に見込まれる、こういうふうな聞いておられるわけでございますけれども、この六百二十三億という見込まれる金額については、当然これは、物件費等のいろいろな形で、今までシーリングの中で財政的に文部予算が抑えられてきた、そういうところにはやはりきちんと整備をすべきであるし、重点を置いてやるべきであらう。その中で、特に公立学校の施設整備の関係、これはやはり非常に重要視して、この施策を講じていかなければならぬのじやないか、こういうふうな私には思ひます。

これは私が申し上げるまでもなく、物件費については大臣もよく答弁などでおっしゃつておられますが、シーリングの前年の昭和五十六年のときの物件費の総額、これを一〇〇〇としたとすると、平成三年度は六六・七％まで落ち込んでおる。平成四年度が辛うじて少し上向きまして七二・六％

まで上回つた、こういう数字になっております。ところが、その中で公立学校の施設整備費は、五十六年度を一〇〇としたとすると、これは五千二百九十七億というふうな概算されておりますが、平成三年度には二千二百八十八億、すなわち四三・一％、半分以上に落ち込んでおるということですね。そして平成四年度に辛うじて上向きましてけれども、これも二千五百六億、四七・五％ということ、物件費全体に占める上昇率からいいますと、平成三年度、四年度の関係からいっても、公立学校の施設整備費というものは、やはり非常に低い形になっております。ところが公立学校の施設については、もう言うまでもなく、やはり大変手を入れなければならない状態があつておるわけ、近年特に、私も地元に帰りまして、これに対する増額をぜひ文部省に話をしてほしいというふうな声をあちこちで聞いてまいりますし、またいろいろな市町村からも、この予算の増額ということについては強い要望があつておるというふうにも聞いております。

文部省として、この公立学校の施設整備については強力にやるべきであると思ひますが、どのようなお考えで平成四年度、さらにはこれから対応されていくのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○遠山政府委員 先生御指摘のように、確かに公立学校施設整備費予算は、これまで児童生徒数が減少したこと、あるいは市町村の整備計画が減少してきたこと等から著しい削減を続けてまいつたところでございますけれども、今回、そういう各地方公共団体からの予算増額についての強い要請も背景としながら、私どももいたしましては努力をしたところでございます。

これによりまして、平成四年度予算におきましては、整備が急がれる公立小中学校校舎等の新増設事業を中心といたしまして、十分な事業量を確保するために、生活関連重点化枠なども活用しながら、予算の大幅な拡充を図ることといたしまして、前年度に比べ二百十八億四千万、近年にない

増でございますが、九・五%増の二千五百六億円を計上したところでございます。今後とも義務教育の基本である施設の整備については、私どもも努力を続けてまいりたいと考えております。

○鐵治委員 次に、学校の施設というものは、単に児童生徒の学習の場というだけではなくて、発達段階にありまます児童生徒にとっては、一日の大半を過ごす生活の場であるというふうにも私は思うわけでございます。そういう観点から学校施設というものを考えてみますときに、現在、非常にゆとりがないというふうなことも言われておりますが、潤いもないというふうなことも言われておりますが、このゆとりと潤いのある環境に整備していくということがこれから大きな観点の一つになってくる、こういうふうな思ふわけですけれども、この点について文部省はどのような対応を考えておられるのか、またしておられるのか、お伺いをいたします。

○鳩山国務大臣 詳しくは政府委員からお答え申し上げるべきことと思いますが、例えば今から十三年前あるいはもう少し前でしょうか、二十年前、三十年前に、その時代の要請を受けてつくられた学校という建物、これは鐵治先生おっしゃるような、子供さんたちにとってはまさに生活の場であるわけでございますが、これがそれから何十年たつて、今この平成三年、四年という時点では、要求されるものも大分違つてきているわけでございますから、その辺の見直しというものは不断に進めていかなければならない。私の地元の上野小学校というインテリジェントスクールでは、何と教室がない。教室という箱がない。箱をつくらないうで学校をつくるという箱なし学校というのをやつて、これがコミュニティー教育だということをやつておりました、時代とともにそうした要請は変わつていくものと思ひます。

○遠山政府委員 今大臣のお話のような考え方のもとに、文部省でもこれまでも幾つか教育方法等の多様化あるいは弾力化等に対応した学校施設づくりに配慮してまいつたところでございます。

例えば、多目的スペースの整備にかかわります面積加算を行つておりますし、また小中学校等におきましてコンピュータ教室等を整備する場合に必要な面積を加算するようにできるなど、逐次改善を図つてまいつております。

今のがゆとりに対応することでございますが、潤いに対応する中身といたしましては、人間性豊かな児童生徒を育てるという観点から、単に建物だけではなくて、学校の屋外空間を活用して、観察の森でありますとか語らいの広場でありますとか、そういう屋外教育を行うために必要な環境整備のための事業に対する補助制度を設けたりいたしましたし、また温かみと潤いのある学校環境づくりという観点から、最近には特に木材を積極的に利用をして施設をつくるというふうな形の事業も推進をいたしております。

今後ともこういうゆとりと潤いのある学校施設の整備のために努力したいものと考えております。

○鐵治委員 これはそういう形でぜひひとつ取り組みをお願いしたいと思ひます。

私は、この問題を取り上げると、前に北九州市で市議会議員やつておりましたときをいつも思い出すのですが、ちょうど昭和四十年のころで学校が不足しております。もうほとんど建てなければ追つていかないというときで、設計費を節約するために、もう学校の設計を全部同じにしてしまえ、そしてそれを倅約しておいて同じような学校をどんどん建てろというふうなことで随分言つたことがあるのです。時代が変わつてきましたから、これは今大臣の答弁の中でもそういうお話がございました。教え方も変わりますし、教育内容も変わりますし、さらには時代の進展とともに非常に地元と密着した形でのいろいろな学校の施設のあり方というものも、これはやつていいたるう、こういうふうに思ひます。児童の一人一人に目を注ぐという意味で、この学校のあり方、施設の改善というものは、やはり重要な部分を占めると思ひますので、この点についてもひとつ今後と

しどし進めていいただきたい、こういうふうに御要望を申し上げておきます。

それからまた、学校の施設は単に児童生徒の教育の場として用いられるだけではありませんで、もう今盛んに言われておりますけれども、地域における人々の学習活動やスポーツ活動の場とする、いわゆる生涯学習推進の立場からも積極的に地域へ開放していくことが大切であるし、なお一層これはやつていかなければならぬだろう。管理をどうするかとかいろいろ具体的問題は出てくるのでありましようが、これはぜひ進めていただきたい。特に、学校五日制というものがこれから施行されてきますと、そういう中でこの学校の開放、また学校のコミュニティーの中心としてのあり方、学校施設の、これは建物の内容の問題も、先ほど答弁ありましたものも含めて、学校というものは非常に大切な役割を演ずるようになると思ひます。そういう意味で地域への学校開放というものについて、今後さらに具体的に進めていきたきたいと思ひますが、この点についてのお考えをお聞かせをいただきたいと思ひます。

○遠山政府委員 先生御指摘のとおりでございます。生涯学習の拠点となる施設の整備充実を進めていくことは、今後大変重要なことであると考えております。そのときに公立学校施設を地域住民の身近な学習活動やスポーツ活動の場として開放していくことが学校の大きな役割であると考えております。特に、学校五日制が近づいているというところでございまして、この点の整備ということが非常に重要かと考えております。

このために、文部省におきましては、これまでも校舎、屋内運動場あるいはグラウンド等の学校施設の開放を推進すると同時に、地域における身近な生涯学習の場として学校施設の活用を図るよう指導しているところでございます。またあわせて校舎、屋内運動場及びグラウンド等の開放に必要なクラブハウス等に対し補助を行つてはるか、学校開放を踏まえた設計にするように、都道府県、市町村を指導するなど、学校施設の開放に

努めてまいつているところであります。今後ともこの方向で進めてまいりたいと思ひます。

○鐵治委員 時間の節約に御協力を申し上げて、もう最後にいたしたいと思ひますが、大臣にお尋ねしたいのですけれども、ことしに入りまして、鳩山大臣になられて、委員会等いろいろところで文部省の文教予算について質問もございましたし、それに対する大臣の決意、考え等もたびたびお聞かせをいただきました。私は、先般予算委員会がございましたときに、一般質問の中で時間をちようだいしまして、大蔵大臣や自治大臣等にも質問する時間をとりまして、この教育予算について率直に質問をいたし、また考え方等もお聞きをしたわけですけれども、その中で、シーリングはどうしても外されないとことではありましたが、大蔵大臣も自治大臣も、文教予算については、これまでにない、強力にひとつやりたい、首相もそういうふうな言つておられますし、そういう従来にならぬ非常に強い決意で文教予算に対する取り組みというものを表明をいただいたというふうな思つております。

そういう過程を踏まえながら、これは大臣御自身が、先ほど申し上げたように、何回も言つておられるところではございますが、とにかく我々も事文教予算の獲得ということについては、文部省ともども一緒になつて大蔵大臣や総理等にも迫つていかなければならないと思ひますが、ここで改めてもう一度、そういう質問をやりとりした過程を踏まえながら、来年度以降の文教予算拡充に向けての大臣の決意、所見を伺ひたい、私の質問を終わらせていただきたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 先生方のそうした国会での強力な援護射撃に本当に感謝をいたしております。総理大臣御自身が既に国会で再三度、やはりシーリングというものは、そういう難しい弊害も生みやすきものがあるというところ、もちろんシーリングを外すとおっしゃつたわけではないけれども、シーリングというものは、例えば文部省予算のような問題点を生むということを総理が二度、三

度表明されましたのも、そうした諸先生方の援護射撃によるところに大でございまして、考えてみれば、人づくりのお金というのは国づくりの基本であつて、四百三十兆というお金がよく云々されますが、公共投資というのを本當に考へるならば、主役である人間がだめだったら公共投資も何も意味がないわけですから、未来の人間をつくるという意味では、教育は最大の公共投資といふべきなのかと思ふこともございまして、これからの厳しい財政事情は当然分つていくと思ひますが、国会全体あるいは政府全体、懸命にお願ひをしたり説得をさせていただく中で御理解を得て、文教予算のよりすぐれた、より充実した姿といふものを形づくつていきたいと思つております。

が国文教の振興をはかりますことは、日本教育史上画期的な措置であります。

「さらに学校教育上、教職員の給与と相並びまして最も重要でございまして教材費につきましても、新たに国が一部を負担する原則をここに明らかにしましたことは、義務教育無償の原則を実現し、あわせて義務教育の振興をはかる上から、まさに画期的な法案であり、わが国全教育界の要望であると思つております。」

「われわれの抱いておりますところの、また野党諸君の考へておられますところの理想的義務教育費国庫負担制度が、一日も早く確立されることをここに要望いたしまして、賛成の意を表する次第でございまして。」

これが坂田さんの賛成討論なんです。私もこれをちよつと思ひ起しておるのですけれども、理想的国庫負担制度確立に向けてという言葉がございまして、この言葉どおり、全国民の大きな運動によりまして、その後教職員の給与費、学校事務職員の給与費、そして教材費、旅費、その次には恩給費、次には共済費、次には公務災害補償負担金、さらに昭和四十七年には児童手当、四十九年には学校栄養職員の給与等が附加されたわけでございます。これが臨調行革十年の中で次々と一般財源化されるという道を歩んでおります。坂田氏が申し上げております「日本教育史上画期的」「義務教育無償の原則を実現」こううたつて賛美した義務教育費国庫負担制度が、このように臨調行革によつてなし崩しにされるということについて、文部大臣はどうお考へになつておるか、最初に伺います。

いろいろ私も感想を申し上げたいと思ひますけれども、それは時代の変化といふものがありましよう。一つは国の財政状況といふものもありましよう。一つは国と地方との関係といふもの、あるいは当時の地方自治体の財政状況の悪さといふものと現在の比較と言つたらいいのでありましようか、相当な違いがある。そういう中で、例えば旅費、教材費、これは地方で一般財源化して支出をしておらうといふことになつていった。恩給、これも一つの時代の流れといふことであるのかもしれない。あるいは今回の共済、共済制度が成熟して昭和三十七年以前の方は減つてきたといふこともあるのだからと思つております。

以上で質問を終わります。

「学校事務・栄養職員の給与 国庫負担を廃止 大蔵省検討 歳出、千三百五十億円削減」こういう記事が出てまして、さらに毎年のように事務、栄養職員の一般財源化のことが問題になり、自治省も「話があれ引き受ける用意がある」こういうふうになつて述べたことが新聞に出てゐるわけです。これは断じて許せない。歴代の文部大臣が事務職員、栄養職員といふのは基幹的な学校を構成する人たちであるといふことを言つてこられたので、今の決意で結構ですけれども、同時に相当な決意がないと、これはかなり揺さぶりをかけられるといふことはもちろん体験済みだと思ひます。

昭和二十七年にこの制度ができました。私も当時県の教育委員をしておりまして、文部省あるいは国会へ何度も要請に來たことを覚えております。このとき衆議院の文部委員会が賛成討論をやつたのが後の文部大臣の坂田道太氏でございまして。彼はこういうふうな討論をしております。

〇鳩山国務大臣 山原先生御指摘のように、大正七年に給与費を国が見させていたという制度ができて以来いろいろな経費が新たに加わつていく、そしてそれが国の財政再建あるいは行政改革といふ中で、いわば国と地方の役割分担を見直すといふことで、また姿を変えてきて、今回もこのような義務教育費国庫負担法の改正をお願いをいたしておるといふ、そういう歴史を見ますと、

〇伊藤委員長 御苦勞さまでした。

〇山原委員 義務教育費国庫負担法の原点といひますか、それに帰つてちよつと申し上げたいのです。

昭和二十七年にこの制度ができました。私も当時県の教育委員をしておりまして、文部省あるいは国会へ何度も要請に來たことを覚えております。このとき衆議院の文部委員会が賛成討論をやつたのが後の文部大臣の坂田道太氏でございまして。彼はこういうふうな討論をしております。

〇鳩山国務大臣 山原先生御指摘のように、大正七年に給与費を国が見させていたという制度ができて以来いろいろな経費が新たに加わつていく、そしてそれが国の財政再建あるいは行政改革といふ中で、いわば国と地方の役割分担を見直すといふことで、また姿を変えてきて、今回もこのような義務教育費国庫負担法の改正をお願いをいたしておるといふ、そういう歴史を見ますと、

〇山原委員 義務教育費国庫負担法の原点といひますか、それに帰つてちよつと申し上げたいのです。

〇鳩山国務大臣 山原先生御指摘のように、大正七年に給与費を国が見させていたという制度ができて以来いろいろな経費が新たに加わつていく、そしてそれが国の財政再建あるいは行政改革といふ中で、いわば国と地方の役割分担を見直すといふことで、また姿を変えてきて、今回もこのような義務教育費国庫負担法の改正をお願いをいたしておるといふ、そういう歴史を見ますと、

〇山原委員 以上で質問を終わります。

〇伊藤委員長 御苦勞さまでした。

〇山原委員 義務教育費国庫負担法の原点といひますか、それに帰つてちよつと申し上げたいのです。

昭和二十七年にこの制度ができました。私も当時県の教育委員をしておりまして、文部省あるいは国会へ何度も要請に來たことを覚えております。このとき衆議院の文部委員会が賛成討論をやつたのが後の文部大臣の坂田道太氏でございまして。彼はこういうふうな討論をしております。

〇鳩山国務大臣 山原先生御指摘のように、大正七年に給与費を国が見させていたという制度ができて以来いろいろな経費が新たに加わつていく、そしてそれが国の財政再建あるいは行政改革といふ中で、いわば国と地方の役割分担を見直すといふことで、また姿を変えてきて、今回もこのような義務教育費国庫負担法の改正をお願いをいたしておるといふ、そういう歴史を見ますと、

〇鳩山国務大臣 山原先生御指摘のように、大正七年に給与費を国が見させていたという制度ができて以来いろいろな経費が新たに加わつていく、そしてそれが国の財政再建あるいは行政改革といふ中で、いわば国と地方の役割分担を見直すといふことで、また姿を変えてきて、今回もこのような義務教育費国庫負担法の改正をお願いをいたしておるといふ、そういう歴史を見ますと、

〇山原委員 義務教育費国庫負担法の原点といひますか、それに帰つてちよつと申し上げたいのです。

昭和二十七年にこの制度ができました。私も当時県の教育委員をしておりまして、文部省あるいは国会へ何度も要請に來たことを覚えております。このとき衆議院の文部委員会が賛成討論をやつたのが後の文部大臣の坂田道太氏でございまして。彼はこういうふうな討論をしております。

〇鳩山国務大臣 山原先生御指摘のように、大正七年に給与費を国が見させていたという制度ができて以来いろいろな経費が新たに加わつていく、そしてそれが国の財政再建あるいは行政改革といふ中で、いわば国と地方の役割分担を見直すといふことで、また姿を変えてきて、今回もこのような義務教育費国庫負担法の改正をお願いをいたしておるといふ、そういう歴史を見ますと、

〇鳩山国務大臣 山原先生御指摘のように、大正七年に給与費を国が見させていたという制度ができて以来いろいろな経費が新たに加わつていく、そしてそれが国の財政再建あるいは行政改革といふ中で、いわば国と地方の役割分担を見直すといふことで、また姿を変えてきて、今回もこのような義務教育費国庫負担法の改正をお願いをいたしておるといふ、そういう歴史を見ますと、

〇山原委員 義務教育費国庫負担法の原点といひますか、それに帰つてちよつと申し上げたいのです。

昭和二十七年にこの制度ができました。私も当時県の教育委員をしておりまして、文部省あるいは国会へ何度も要請に來たことを覚えております。このとき衆議院の文部委員会が賛成討論をやつたのが後の文部大臣の坂田道太氏でございまして。彼はこういうふうな討論をしております。

〇鳩山国務大臣 山原先生御指摘のように、大正七年に給与費を国が見させていたという制度ができて以来いろいろな経費が新たに加わつていく、そしてそれが国の財政再建あるいは行政改革といふ中で、いわば国と地方の役割分担を見直すといふことで、また姿を変えてきて、今回もこのような義務教育費国庫負担法の改正をお願いをいたしておるといふ、そういう歴史を見ますと、

〇鳩山国務大臣 山原先生御指摘のように、大正七年に給与費を国が見させていたという制度ができて以来いろいろな経費が新たに加わつていく、そしてそれが国の財政再建あるいは行政改革といふ中で、いわば国と地方の役割分担を見直すといふことで、また姿を変えてきて、今回もこのような義務教育費国庫負担法の改正をお願いをいたしておるといふ、そういう歴史を見ますと、

〇山原委員 義務教育費国庫負担法の原点といひますか、それに帰つてちよつと申し上げたいのです。

昭和二十七年にこの制度ができました。私も当時県の教育委員をしておりまして、文部省あるいは国会へ何度も要請に來たことを覚えております。このとき衆議院の文部委員会が賛成討論をやつたのが後の文部大臣の坂田道太氏でございまして。彼はこういうふうな討論をしております。

〇鳩山国務大臣 山原先生御指摘のように、大正七年に給与費を国が見させていたという制度ができて以来いろいろな経費が新たに加わつていく、そしてそれが国の財政再建あるいは行政改革といふ中で、いわば国と地方の役割分担を見直すといふことで、また姿を変えてきて、今回もこのような義務教育費国庫負担法の改正をお願いをいたしておるといふ、そういう歴史を見ますと、

〇鳩山国務大臣 山原先生御指摘のように、大正七年に給与費を国が見させていたという制度ができて以来いろいろな経費が新たに加わつていく、そしてそれが国の財政再建あるいは行政改革といふ中で、いわば国と地方の役割分担を見直すといふことで、また姿を変えてきて、今回もこのような義務教育費国庫負担法の改正をお願いをいたしておるといふ、そういう歴史を見ますと、

きだとの趣旨だとらざるを得ない発言をしてい
るわけでございませうけれども、これについて今年
度の予算編成で大蔵省から一般財源化をすべしと
要求されたものは何であつたか。時間の関係で私
が——もちろんもう皆さん御承知のことでありま
すけれども、一に義務教育教科書、二に私立高等
学校への補助、三に事務職員、栄養職員、四に社
会教育施設、五に文化施設、このように大蔵省は
名前を出して、これを一般財源化せよ、こう言っ
て文部省に迫つてきた、こういう事実があるわけ
です。

そのことを考えますと、これは相当容易ならぬ
事態であるということも考えておかなければなり
ませんし、言うならば、この文教委員会としても
そんなことはもう断じて許さない、文部大臣も許
さないと云つたものをなぜやるか、これくらい
の気迫を持った態度でなかつたら、播きぶりは依然
としてかけられてくると思うのでありますけれど
も、これはきつぱりと態度を明らかにすべきだと思
ひます。あえてもう一度御意見を伺いたいのです。

○鳩山国務大臣 先生の激励のお言葉、感謝申し
上げます。私はそういう点ではきつぱりと物を
言つてきているつもりでございまして、今後もそ
の辺の態度は鮮明にしてまいります。

○山原委員 きょうも同僚委員の皆さんから話が
出ましたが、文教予算に対するシーリングの問題
が問題です。人件費は増大する一方ですし、さら
に経常経費は一〇%のマイナスシーリングとい
うことで、結局どこかを削らなくてはやつていけな
くなる。したがってシーリングが続く限りこのよ
うな事態が続くことになると思われまゝ。この
際、文部大臣とされましても、このシーリングの
枠を何とかしなければならぬという御意見を持
つておられるから伺つたわけですが、この
点についての態度を表明していただきたいと思
ひます。

○鳩山国務大臣 財政再建という至上命題があつ
て、そうした中でシーリングとか概算要求基準と

いう設け方をしたのは、私は意味があつたと思つ
ておりますが、ただ、総理が答えてくだされまし
たように、そういうシーリングあるいは概算要求
基準というものを続けることによつていろいろな
弊害が起きてきて、人件費の比率の最も高い巨
大な官庁である文部省において一番その弊害が著
しいというのが私の認識でございまして、したが
つて、このような形で毎年同じようなことを繰り
広げていくことには大変大きな問題がある。例え
ば、先ほど御指摘の先生が公立文教の数字をお
しやつていただきましたけれども、御指摘の先生は物
価上昇率は多分無視しておしやつたのだらう。

四〇%、四十何%に減つていますよ、こうお
しやつたのは、物価の上昇率を考慮すれば三分の
一とかそういうことになりませんか。これは私学助
成も同じことですね。額は少しずつふえて、平成
四年度も七十二億円増ではありますけれども、で
は実際の経常経費の助成率がどうなるかといえ
ば、一般補助は伸びておりませんが、当然学生数
が伸びていけば、また助成率が一三%台とかい
うような数字を見せられていくのであります。で
すから、このまま続けていくと、公立文教だつて、
これはこのまま続けておつたら、またとても需要に
ついていけない、需要に見合つたことができな
い。私学助成も、私学がもう上がつたりというふ
うなところまでいってしまわないうちに何らかの
工夫をいたしませんと、えらいことになると思
ひます。

○山原委員 時間の関係で最後の質問に入ります
が、負担法から外された教材費の問題です。これ
は地方自治体の裁量に任すということになつてお
りますけれども、このために自治体においてかな
りのアンバランスが出てきておられることは御承知
だと思います。これは私が調べた一つの人口三万何
千程度の市の例でありますけれども、ここでは交
付税で手当てをされている財源、これは基準財政
需要額ですが、小学校、中学校合わせて千五百五
十六万円なんです。ところが実際にこの市で予算

化されているのは千百十万円です。だから自治体
の超過負担がありますために、一般的な基準財政
需要額よりかなり大きい予算が組まなければならない
ないという状態が出てきます。だから転校してき
た生徒が前におつた学校と比べて余りにも教材の
整備がおくれておるといふことで、親からの訴え
も出るというやうな、いわゆる不均衡、そういう
ものがあるわけですが、これに対しては適切な指
導助言をすべきではないか、こう思いますが、こ
の点はいかがですか。

○遠山政府委員 教材費につきましては、御指摘
のように昭和六十年から地方で一般財源で措置
されることになつたわけでございますけれども、
地方交付税において措置をしまつていけるわけ
でございます。

特に、平成三年三月末には新学習指導要領に対
応するための標準教材品目というものを設定いた
しまして、平成三年から平成十二年までの十
年間で約八千億円の地方交付税措置を講ずること
としたしております。これに対応します各地方公
共団体における予算措置状況は、これは毎年度前
年度を上回る措置がとられていて、時間があ
りませんので詳細は申しませんが、上回つて措
置されているところでございます。

今先生御指摘ございましたけれども、そのすべ
ての市町村において必ず前年度を大幅に上回ると
いうことは、次のような理由で困難な場合がござ
います。それは、学校数、学級数の減少がある場
合、あるいは前年度に集中的に教材を整備した場
合、あるいは理科教材、コンピュータ等の他の
教材を重点的に整備した場合等が重なつたやうな
場合には、若干前年度より減少することもある
かと思ひます。

しかしながら、私もいたしましては、各学
校でそろえていただくべき教材についての目安の
標準教材品目を整備し、かつそれに必要な財源措
置については交付税上の措置をとつていけるわけ
でございます。これらを有効に活用して、各学校に

おいて教材が十分に整備されていきますように、
私も折に触れて指導をしまつていこうと思つて
ございまして、今後ともそういう指導を続けて
まいりたいと思ひます。

○山原委員 最後に、文部省は、昨年の三月に新
学習指導要領に合わせた標準教材品目を決め、そ
して各都道府県に通知をいたしております。教材
費が義務教育費国庫負担制度の対象とされてい
たときの教材基準は、整備目標を示し、また教材
費国庫負担制度の負担対象範囲を示すという機能
を持つておりましたけれども、これが対象から外
された後におきましては、この標準教材品目は参
照基準にすぎない、こういう形になつたのではない
かと思ひます。

鳩山文部大臣は、先日、私の質問に対して、教
育の機会均等の原則、全国的に均等な条件のもと
で教育を受けられるということが我が国の義務教
育制度の誇りだといふふうにおしやつたので
す。そのとおりだと思つたわけでございます。こ
の標準教材品目があくまで参考であつて、整備す
るしないは各自治体の自由ということでは大きな
格差が出るということとは好ましいことではありま
せん。したがつて、そうならないやうに、自治省
も調整しまして、十分な財源の手当てを行い、各
自治体がやはり憲法、教育基本法の精神にの
つた対応をするやうに指導していただきたいと
思ひますが、この点、大臣の御見解を伺つて、私
の質問を終わります。

○鳩山国務大臣 当然学校にも個性があつてい
いでしょうから、例えばうちの学校はこういうこと
を中心、理科とかそういう分野で何らかのこ
とを決めてやつていくとか、そういうやうな特徴
というのはあつてもいいでしょうが、おっしゃる
ことは、先ほど先生が読み上げられたやうに、私は、
全国どの小中学校へ行つても、少なくとも基礎
基本は同じだけきちんと均一の条件で学ぶことが
できるということ、これが我が国の義務教育の最
大の特色であり、最大の美点であり、我が国をこ
こまで押し上げてきた原動力であつたと思つて

おりますので、ばらつきができるだけないようにきちんと指導していかなければならないと思っております。午前中の最初の佐藤先生の質問で、都道府県単位で考えて一を割っているのがあるという話とか、あるいは市町村別でいくと一・七とか一・八とか、いろいろそういうお話を承りますと、やはりこういうことについてはできる限りばらつきがない状況というものをまず確保して、その土台の上で個性ある教育というのをやれたいと思います。

○山原委員 終わります。

○伊藤委員長 御苦勞さまでした。

これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○伊藤委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伊藤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○伊藤委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、中山成彬君外三名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党の四党共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。吉田正雄君。

○吉田(正)委員 私は、提案者を代表いたしましたので、ただいまの法律案に対する附帯決議案について御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、義務教育の重要性にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 義務教育費国庫負担制度については、その意義と経緯に格別の配慮を払うとともに、これらまでの国会における論議を踏まえ、本制度の堅持に万全を期すること。

二 今回の措置による共済費追加費用等の一般財源化に当たっては、地方の財政運営に支障を生ずることのないよう適切な措置を講ずること。

三 教科書無償給付制度等の諸施策について、その意義と経緯を踏まえ、今後ともその維持に努めること。

以上でございます。その趣旨につきましては、本案の質疑応答を通じて明らかであると存じますので、案文の朗読をもつて趣旨説明にかえさせていただきます。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○伊藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伊藤委員長 起立総員。よって、本動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し、文部大臣から発言を求められておりますので、これを許します。鳩山文部大臣。

○鳩山国務大臣 ただいまの御決議につきまして、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

○伊藤委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員

会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○伊藤委員長 内閣提出、国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。鳩山文部大臣。

国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○鳩山国務大臣 このたび政府から提出いたしました国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

この法律案は、国立学校設置法において国立大学の学部の設置、短期大学の廃止及び国立学校財務センターの新設を行うほか、あわせて国立学校特別会計法を改正して、特別施設整備資金の設置等について規定するものであります。

まず、国立学校設置法の改正について御説明申し上げます。

第一は、国立大学の学部の設置についてであります。

これは、各大学における大学改革と教育研究体制整備の一環として、お茶の水女子大学の家政学部を改組して生活科学部を、京都大学の教養部を改組して総合人間学部を、神戸大学の教養部及び教育学部を改組して国際文化学部及び発達科学部

をそれぞれ設置しようとするものであります。なお、これらの学部は本年十月一日に設置し、平成五年四月から学生を受け入れることとしております。

第二は、短期大学の廃止についてであります。

これは、埼玉大学及び和歌山大学に併設されている経済短期大学部を廃止し、それぞれ当該大学の経済学部と統合しようとするものであります。

なお、これらの短期大学部は、平成五年度から学生募集を停止し、平成六年度限りで廃止することとしております。

第三は、国立学校財務センターの新設についてであります。

これは、国立学校における教育研究環境の整備充実を図る観点から、国立学校財産の有効活用に関する諸業務など、国立学校の財務の改善に資する業務を行う機関として、国立学校財務センターを本年七月一日に設置しようとするものであります。

次に、国立学校特別会計法の改正について御説明申し上げます。

第一は、特別施設整備資金の設置についてであります。

これは、緊急に対処すべき課題となっている国立学校の老朽化等施設を解消するための特別施設整備事業を円滑に実施するため、国立学校特別会計に特別施設整備資金を設置するものであります。

この資金は、国立学校の移転後の跡地処分収入等、特定学校財産の有効活用による多額の収入を資金として保有し、これを財源に老朽化等の著しい国立学校施設の整備を特別施設整備事業として計画的に行うものであります。

第二は、借入金制度の改正についてであります。

これは、国立学校の特別施設整備事業に要する施設費を支弁するための借入金制度を創設するとともに、人口の過度集中対策に資する国立学校の移転整備のための借入金について、借入対象事業

を用地の取得費から施設費に拡大しようとするものであります。

その他、この法律におきましては、以上のことと関連して、所要の規定の整備を図ることとしたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願いいたします。

○伊藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時五分散会

国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案

国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律

(国立学校設置法の一部改正)

第一条 国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の五 学位授与機構 第九條の四」を「第三章の五 学位授与機構 第九條の四」を「第三章の六 国立学校財務センター(第九條の五)」に改める。

第二条 第一項中「第三章の五」を「第三章の六」に改める。

第三条 第一項の表お茶の水女子大学の項中「家政学部」を「生活科学部」に改め、同表京都大学の項中「文学部」を「総合人間学部」に改め、同表神戸大学の項中「教育学部」を「国際文化学部」に改める。

第三条の四第二項の表埼玉大学経済短期大学の項及び和歌山大学経済短期大学の項を削る。

第三章の五の次に次の一章を加える。

第三章の六 国立学校財務センター

(国立学校財務センター)

第九條の五 国立学校の財務の改善に資するため、次に掲げる業務を行う機関として、国立学校財務センターを置く。

一 国立学校特別会計に属する国有財産(以下この号において「国立学校財産」という。)の適切かつ有効な活用について他の国立学校に対する協力及び専門的、技術的助言並びに特定学校財産(国立学校財産のうち、国立学校の移転、施設の高層化その他政令で定める事由に伴い不用となるものとして政令で定めるところにより文部大臣が指定するものをいう。附則第五項において同じ。)の管理及び処分を行うこと。

二 国立学校における教育研究環境の整備充実を図るため、総合的かつ計画的に実施することが特に必要な整備事業に関する調査を行うこと。

三 国立学校における奨学を目的とする寄附金で特定の国立学校に係るもの以外のものの受入れ及び当該寄附金に相当する金額の配分に関する業務を行うこと。

四 高等教育に係る財政及び国立学校の財務に関する研究を行うこと。

五 国立学校における財務に関する事務の改善に關し、情報提供、連絡調整その他必要な業務を行うこと。

附則中第十二項を第十三項とし、第五項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 国立学校財務センターは、当分の間、第九條の五第二号に規定する調査に基づき、同号に規定する整備事業のうち、施設が老朽化したため又は狭いため教育研究を行うのに著しく不適当である状態を解消することを目的として、特定学校財産の処分収入を財源として

緊急に実施される国立学校の施設の整備(国立学校の移転による整備及び特定学校財産に指定された土地の信託により整備された施設の取得又は賃借を含む。)に係る事業であつて、文部省令で定めるものについて、その実施に関する計画の策定に参考となる資料の作成を行うものとする。

(国立学校特別会計法の一部改正)

第二条 国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「(施行期日等)」を付する。

附則第二項の前に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則第十五項及び第十六項を削り、第十四項を第二十四項とし、第十一項から第十三項までを一項ずつ繰り下げる。

附則第二十項の前に見出しとして「(国立学校の廃止等に伴う経過措置)」を付し、同項を附則第二十項とする。

附則第九項中「国立学校の移転の下に」(特別施設整備事業として行うものを除く。)を加え、「用地の取得費」を「施設費」に改め、同項を附則第十九項とし、附則第八項の次に次の十項を加える。

(特別施設整備資金の設置)

9 この会計においては、当分の間、国立学校設置法附則第五項に規定する事業(以下「特別施設整備事業」という。)の円滑な実施を図るため、特別施設整備資金(以下「資金」という。)を置き、この会計からの繰入金及び附則第十四項の規定による組入金をもつてこれに充てる。この場合におけるこの会計の歳入及び歳出については、第三条の規定によるもののほか、資金からの受入金をもつてその歳入とし、資金への繰入金をもつてその歳出とする。

10 前項に規定するこの会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、繰り入れるものとする。

とする。

11 資金は、特別施設整備事業に要する経費並びに特別施設整備事業のための借入金の償還金及び利子を支弁するため必要があるときは、予算で定める金額を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。

(資金の経理方法)

12 資金の受払いは、大蔵大臣の定めるところにより、この会計の歳入歳出外として経理するものとする。

(歳入歳出予定計算書の添付書類)

13 附則第九項の規定により資金が置かれている場合においては、第四条の歳入歳出予定計算書には、当該年度の資金の増減に関する計画表を添付しなければならない。

(剰余金の組入れ等)

14 附則第九項の規定により資金が置かれている場合においては、毎会計年度の特別施設整備事業関連歳入額(国立学校設置法第九條の五第一号に規定する特定学校財産の処分収入(附則第十八項において「特定学校財産処分収入」という。)、資金から生ずる収入、資金からの受入金、特別施設整備事業のための借入金及び特別施設整備事業に係る附属雑収入に係る歳入額をいう。)から、当該年度の特別施設整備事業関連歳出額(資金への繰入金、特別施設整備事業に要する経費並びに特別施設整備事業のための借入金の償還金及び利子に係る歳出額をいう。)を控除して残余があるときはこれを資金に組み入れ、不足があるときは資金からこれを補足するものとする。ただし、特別施設整備事業に要する経費に係る歳出の翌年度への繰越額に相当する金額は、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

15 附則第九項の規定により資金が置かれている場合においては、第十三條の歳入歳出決定計算書には、当該年度の資金の増減に関する

実績表を添付しなければならない。

(資金の運用)

16 資金は、資金運用部に預託して運用することができ。

(読替規定)

17 附則第九項の規定により資金が置かれていた場合においては、第六条第二項中「歳入歳出予定計算書」とあるのは「歳入歳出予定計算書及び附則第十三項の書類」と、第十二条第一項及び第二項中「毎会計年度の歳入歳出の決算上」とあるのは「毎会計年度の歳入歳出(附則第十四項の特別施設整備事業関連歳入額を除く)から当該年度の歳出額(同項の特別施設整備事業関連歳出額を除く)を控除して」と、第十四条第二項中「歳入歳出決定計算書」とあるのは「歳入歳出決定計算書及び附則第十五項の書類」とする。

(借入金)

18 この会計においては、第七条第一項の規定によるほか、当分の間、特別施設整備事業に要する施設費を支弁するため必要があり、かつ、特定学校財産処分収入をもつて償還することができの見込みがあるときは、政令で定めるところにより、この会計の負担において、同項の借入金の例により借入金をするることができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成四年七月一日から施行する。ただし、第一条中国立学校設置法第三条第一項の表の改正規定は同年十月一日から、第三条の四第二項の表の改正規定は平成七年四月一日から施行する。

(お茶の水女子大学の家政学部等の存続に関する経過措置)

2 お茶の水女子大学の家政学部及び神戸大学の教育学部は、第一条の規定による改正後の国立学校設置法(以下この項及び次項において「改正後の設置法」という。)第三条第一項の規定

にかかわらず、平成四年九月三十日に当該学部在学する者が当該学部在学しなくなる日までの間存続するものとし、埼玉大学経済短期大学及び和歌山大学経済短期大学は、改正後の設置法第三条の四第二項の規定にかかわらず、平成七年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間存続するものとする。

(国立学校財務センターの設置に伴う経過措置)

3 国立学校特別会計に属する国有財産のうち、この法律の施行の際現に国立学校の移転に伴い不用となつてゐるものについては、政令の定めるところにより、改正後の設置法第九条の五第一号に規定する特定学校財産として指定することができる。

(特別施設整備資金の設置に伴う経過措置)

4 この法律の施行の際における国立学校特別会計の積立金の額のうち、百億円に相当する金額は、特別施設整備資金に組み入れるものとする。

(教育公務員特例法の一部改正)

5 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。
第二十二条中「第三章の五」を「第三章の六」に改める。

(国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法の一部改正)

6 国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法(昭和五十七年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「第三章の五」を「第三章の六」に改める。

理由

お茶の水女子大学ほか二大学に四学部を設置し、国立学校の財務の改善に資するための業務を行う機関として国立学校財務センターを新設するとともに、国立学校財務センターの業務に関連し

て、当分の間、国立学校特別会計に特別施設整備資金を設置することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第六号

文教委員会議録第四号

平成四年三月二十五日

平成四年四月三日印刷

平成四年四月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

T